



環境報告書

～近江八幡市の環境～

(令和6年度版)



近江八幡市

目 次

第1章 環境基本計画の概要

1. 環境基本計画について	1
2. 環境基本計画の体系	2
3. 計画の進行管理	4
4. 評価システム	6

第2章 事務事業評価報告

1. 事務事業評価方法について（事後評価）	7
2. 事務事業評価結果について	8
3. 事務事業一覧	16
4. 環境実施計画に係る指標	34

第3章 年次報告～環境の現状～

1. 近江八幡市の概況	36
2. 水質について	38
3. 大気について	49
4. 公害苦情について	53
5. 一般廃棄物について	56
6. 二酸化炭素排出量の推計値について	59

参考資料

1. 近江八幡市環境基本条例	63
2. 近江八幡市気候非常事態宣言	66
3. 令和5年度近江八幡市環境審議会委員名簿	67

第1章 環境基本計画の概要

1. 環境基本計画について

旧近江八幡市と旧安土町が合併し、平成22年(2010年)3月に現在の近江八幡市が誕生しました。本市は、琵琶湖最大の島である沖島を北端に、北東部には西の湖やその周辺の水郷地帯を有しており、水と緑にあふれた豊かな自然環境の恩恵を受けるとともに、琵琶湖沿岸から広大な農地が広がり、実り豊かな田園都市を形成しています。また、各時代を代表する歴史遺産に恵まれ、伝統的文化を継承しつつ新しい文化を育んできました。

一方、地球温暖化や生物多様性の喪失、資源の枯渇等、地球環境問題も深刻化しています。

このような環境問題の解決に向けて、良好な環境を保全し創造するための基本的な考え方を示す「近江八幡市環境基本条例」を平成23年(2011年)1月から施行しました。この条例に基づき、本市の環境政策を総合的かつ計画的に進めるため、平成24年(2012年)3月に平成24年度(2012年度)から令和3年度(2021年度)までの10年間を計画の期間とする『近江八幡市環境基本計画』を策定し、令和4年(2022年)3月に改定版として、『第2次近江八幡市環境基本計画』を策定しました。環境基本計画では、本市における望ましい環境像『～自然との共生、歴史と文化を次世代につなぐ～ 近江八幡市 持続可能な「水・緑・暮らし」』を掲げ、全ての環境施策に共通する基本的な考え方として3つの基本理念を定め、その理念に基づき5つの基本方針を定めています。(図1-1、図1-2)

また、本市の望ましい環境像の実現に向け、令和4年(2022年)3月に策定したアクションプラン『第3次近江八幡市環境実施計画』に基づき着実に取り組んでいくこととしています。

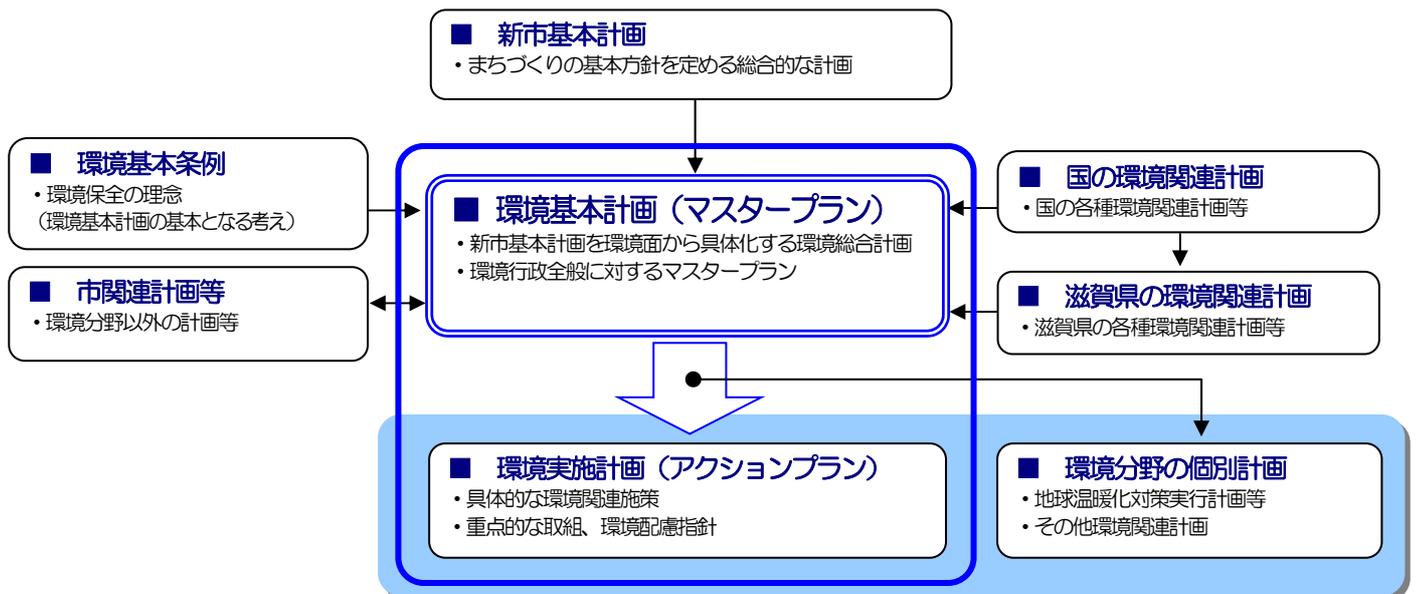


図1-1 関係計画等との関係

2. 環境基本計画の体系

近江八幡市環境基本計画

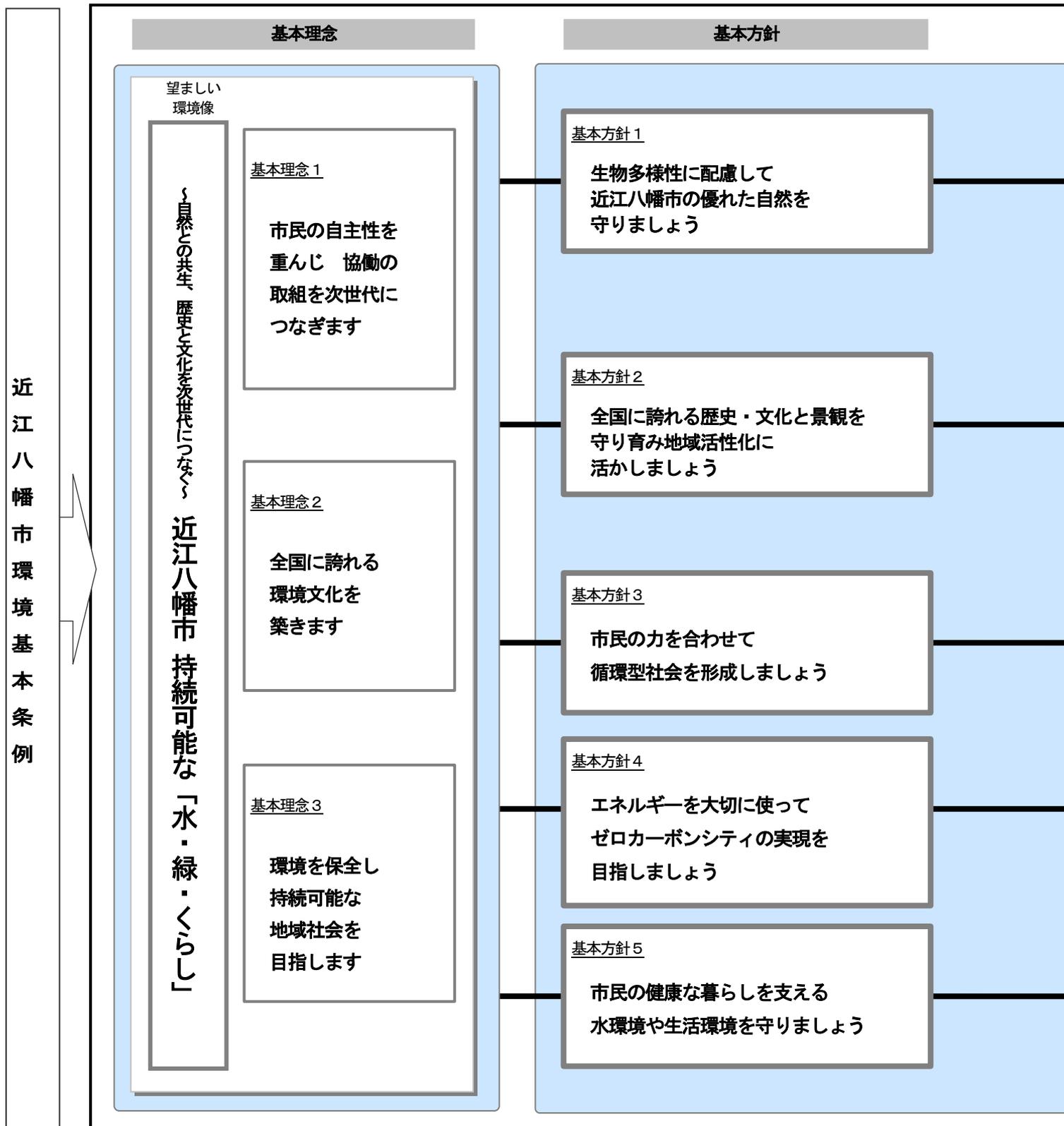


図1-2 環境基本計画の体系

基本施策

基本施策 1-1

西の湖等における地域の生物多様性の保全

- 地域の生態系の保全・再生

基本施策 1-2

広大な農地や点在する里山等の 二次的な自然環境の保全・再生

- 身近な自然環境の保全・再生

基本施策 2-1

八幡堀や安土城跡・西の湖周辺等の 歴史的・文化的景観等の保全・再生

- 重要文化的景観・歴史的景観等の保全と
身近な景観施策の推進

基本施策 2-2

近江八幡の水郷等の環境特性を活かした 地域活性化の推進

- 環境を活かした地域の活性化

基本施策 3-1

身近な取組から始める5Rの推進

- リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・
リジェネレート（特にリデュース・リユースの2R）
の推進

基本施策 4-1

温室効果ガス排出抑制への身近な取組の推進

- 二酸化炭素等の排出抑制対策の推進

基本施策 5-1

水・大気・土の保全

- 水と大気と土の保全

基本施策 5-2

生活環境の保全

- 騒音・振動・悪臭対策、廃棄物の適正処理、
不法投棄対策、まちの美化等の推進

計画の進行管理

□推進体制

- ・市・市民・市民団体・地域、事業者それぞれによる主体的な活動の促進・連携・協働による取組
- ・環境計画評価部会及び環境審議会における評価・検証・審議

□評価システム

- ・PDCAサイクルによる評価システム

近江八幡市環境実施計画

3. 計画の進行管理

近江八幡市環境基本計画の推進にあたっては、市、市民・市民団体・地域、事業者それぞれによる主体的な活動を促進しながら連携を図り、協働によって取り組んでいきます。

また、本市の環境施策については、評価・検証・審議を通じて、県・近隣市町等とも調整・連携し、環境基本計画との整合を図りながら、進行管理を行っていきます。このため次の組織を設置し、計画の実効性を高めていくこととしています。

また、市民や市民グループ等の活発な取組効果を最大限に発揮し、地域に暮らす市民・市民団体・地域、事業者が、地域の環境を保全していく体制づくりを進めていきます。

そのため市は、環境保全に関連する各種団体間の連携を図る仕組みづくりや、各種活動の間での情報共有と活動改善に向けたサポート等、市民・市民団体・地域、事業者との『協働』による実践的な活動を重視して、計画を推進していきます。(図 1-3)

[環境審議会]

「環境審議会」は、計画を推進していくための取り組みや仕掛けを検討する組織です。

学識経験者、環境保全に関して識見を有する市民等で組織する「環境審議会」において、社会情勢等も踏まえた幅広い観点より、本市における環境施策全般についての審議を行うこととします。

[環境計画評価部会]

環境審議会に「環境計画評価部会」を置き、環境基本計画に基づく環境実施計画の進捗等について評価を行うこととします。

[ゼロカーボンシティ推進部会]

環境審議会に「ゼロカーボンシティ推進部会」を置き、地球温暖化対策実行計画の進捗等について評価を行うこととします。

[庁内体制・事務局]

市の環境主管課に環境審議会の事務局を置き、庁内関係各課との連絡調整等を行い、環境関連施策の進行管理や評価について、企画調整を行います。



図 1-3 環境基本計画の推進体制



4. 評価システム

本報告書は、近江八幡市環境基本条例第 12 条（P65 参照）に基づき、市の環境の状況並びに良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策の内容等を作成し、公表することが規定されています。次頁以降、第 2 章事務事業評価報告、第 3 章年次報告～環境の現状～の 2 部構成で評価結果を報告します。環境基本計画に基づく取り組みについては、次の方法で評価を行います。

[環境報告]

計画を効果的に進めていくため、計画策定後の環境の状況の変化や、実施した取り組みの効果を把握し、点検・評価を行い、新たな課題に対応していくことが求められます。

そこで、「環境審議会」で「近江八幡市環境報告書」の作成を進め、報告書に基づいて、以降の取り組みについて検討を行います。

[継続的な改善]

環境主管課をはじめとする関係各課において、環境マネジメントシステムの PDCA サイクルの考え方をを用いて、Plan（プラン：計画）Do（ドゥ：実行）Check（チェック：点検・評価）Action（アクション：見直し）という手順を踏みながら点検を行うことで、取り組み内容および評価手法を継続的に改善していきます。（図 1-4）



図 1-4 PDCA サイクルによる継続的な改善

第2章 事務事業評価報告

1. 事務事業評価方法について（事後評価）

市の事務担当課が自己評価した結果及び環境指標等から客観的に点検・評価し、環境基本計画の基本施策からみた事務事業評価を行いました。

【基本施策からみた事務事業評価】

環境基本計画では、5つの基本方針に基づき8つの基本施策を設定しています。これらの体系に基づき各事務事業は実施されていますが、基本施策の立場から事務事業の貢献度、進捗状況等を評価し、環境面からみた事務事業間の優先度を判定し総合的に評価しました。

環境審議会では、類似した事務事業をグループ化し、基本施策として各事務事業から相対的に力を入れて取り組む必要がある事務事業を重点事業として評価し、その結果を記載しています。なお、選出されなかった事務事業であっても、今後、事業縮小、廃止を検討する性格の評価ではありません。

※事務事業評価結果は、最終的に市の方針として決定されるものではありませんが、市として現状を踏まえ、今後どのように取り組むべきか方向性を見出すための重要な情報として位置付けています。従って、市ではこの情報を事業担当課が有効に活用し、環境基本条例第9条（P64参照）に基づき「環境基本計画との整合」に努めるものとします。

事務事業評価結果について

基本方針1 生物多様性に配慮して近江八幡市の優れた自然を守りましょう

基本施策1-1 西の湖等における地域の生物多様性の保全

基本施策に対する事務事業一覧			
●重点：環境審議会でも相対的に力をいれる必要があると評価した事務事業			
重点	コード	事務事業名	事業担当課
	1-1-1	ヨシ灯り展の開催	環境課
●	1-1-2	ヨシ群落保全事業	環境課
	1-1-3	ラムサール条約湿地保全活動	環境課
●	1-1-4	野生鳥獣の生活環境被害に関する対応及び外来生物対応	環境課
	1-1-5	有害鳥獣駆除事業	農業振興課
●	1-1-6	びわ湖フローティングスクール「うみのこ」	学校教育課
	1-1-7	校内のビオトープ活用	学校教育課

環境審議会の意見
<p>●『ヨシ群落保全事業』</p> <p>地域の象徴的なヨシ群落の保全は、生態系を維持し、水質浄化や水鳥の生息環境の保護を目的としています。ヨシは地域特有の景観を形成する重要な要素であり、景観保全のためにもヨシ刈りやヨシ焼きなどの管理が必要です。ヨシ刈り、ヨシ焼きなどを行う団体の支援が今後必要です。</p> <p>●『野生鳥獣の生活環境被害に関する対応及び外来生物対応』・『有害鳥獣駆除事業』</p> <p>農作物被害は、年々増加しています。有害鳥獣の捕獲には熱心に取り組んでもらっていますが、まだまだ対策は十分とは言えません。今後、被害拡大の恐れがあるため、更なるアイデアを出し合える機会を持ち、新しい対策を打ち出すことを望みます。</p> <p>●『びわ湖フローティングスクール「うみのこ」』</p> <p>小学生が船上で宿泊をしながら環境について学び、湖の生態系や水質保全の重要性を実感する貴重な機会を提供します。単なる知識の習得だけでなく、実際の体験を通じて環境への理解を深め、地域の環境保全への意識を高める効果が期待されています。次世代の環境リーダーを育成する重要な取組です。滋賀県の特徴的な環境教育であり、今後力を入れていくことが必要です。</p> <p>○その他</p> <p>西の湖の自然景観や生物多様性の保全については、取組の成果は出ているものの、長期的な視野にたって、関係市民や大学、事業者を巻き込んだ取組を進めるための体制づくりが必要です。</p>

基本方針1 生物多様性に配慮して近江八幡市の優れた自然を守りましょう

基本施策1-2 広大な農地や点在する里山等の二次的な自然環境の保全・再生

基本施策に対する事務事業一覧			
●重点：環境審議会で相対的に力をいれる必要があると評価した事務事業			
重点	コード	事務事業名	事業担当課
	1-2-1	米政策推進事業	農業振興課
●	1-2-2	環境保全型農業直接支援対策事業	農業振興課
	1-2-3	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策	農村整備課
●	1-2-4	食農教育ファーム推進支援事業	学校教育課
●	1-2-5	森林環境学習「やまのこ」事業	学校教育課

環境審議会の意見
<p>●『環境保全型農業直接支援対策事業』</p> <p>国の政策である「みどりの食料システム戦略」の達成を目指し、気候変動への対応や生物多様性の保全を強化することが大切です。滋賀県が誇る世界農業遺産「琵琶湖システム」の観点からもこの事業は重要です。琵琶湖と共存しながら発展してきた農業形態は、水質保全や生物多様性の維持に大きく貢献しています。このシステムを次世代に引き継ぐためにも、環境保全型農業の更なる支援を望みます。</p> <p>●『食農教育ファーム推進支援事業』</p> <p>幼少期の自然・食育体験は児童のその後の価値観形成に影響を及ぼすことが予想されます。そのような機会を確保することは重要です。SDGsの推進の中で、先進国ではフードロスの削減が声高に叫ばれています。毎日食べる米や野菜がどのように作られるのかを学び、生産者の苦労や喜びを身近で感じることが大切で、環境意識の向上につなげることを期待します。</p> <p>●『森林環境学習「やまのこ」事業』</p> <p>沖島を訪れて自然と触れ合い、森林や環境保全の重要性を学ぶ機会を通じて、子どもたちに持続可能な環境への意識を醸成します。森林は生物多様性の保全や気候変動への対策として重要な役割を果たしており、次世代に向けた環境教育は、持続可能な未来を築くための鍵となります。</p> <p>○その他</p> <p>『世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策』において、高齢化や後継者不足といった課題が深刻化する中で、地域住民が協力して農村環境の整備や保全に取り組むことで、地域の活性化や自然環境の維持を図ることができます。地域の農業インフラを整備することは、災害への強靱性を高め、食料自給率向上にも貢献します。次世代への農村の持続可能な利用と保全の重要性を強調し、コミュニティの連携を強化する取組として重要です。</p>

基本方針2 全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み地域活性化に活かしましょう

基本施策2-1 八幡堀や安土城跡・西の湖周辺等の歴史的・文化的景観等の保全・再生

基本施策に対する事務事業一覧			
●重点：環境審議会で相対的に力をいれる必要があると評価した事務事業			
重点	コード	事務事業名	事業担当課
	2-1-1	風景計画推進事業	都市計画課
●	2-1-2	重要文化的景観構成要素等の保護	文化観光課
●	2-1-3	伝統的建造物群修理・修景事業	文化観光課
	2-1-4	ヴォーリス建築文化ネットワーク	文化観光課
●	2-1-5	無形民俗文化財である祭礼を守り継承する事業	文化観光課
	2-1-6	啓発（市史編纂事業・文化財保護事業）	文化観光課
	2-1-7	屋外広告物の規制	都市計画課
	2-1-8	近隣景観形成協定地区修景対策事業の推進	都市計画課

環境審議会の意見

●『重要文化的景観構成要素等の保護』

●『伝統的建造物群修理・修景事業』・『ヴォーリス建築文化ネットワーク』

近江八幡市の歴史的・文化的景観を保護するために不可欠です。特に八幡堀や西の湖周辺など、自然と人間の営みが融合した景観は、地域の文化的アイデンティティを象徴するものであり、観光資源としても重要です。これらの景観は、地域活性化に繋がり、持続可能な発展を支える基盤となります。景観保護は文化財だけでなく、生態系の保全にも寄与し、地域の自然環境を守る役割を果たします。歴史や文化を次世代に引き継ぐため、この事業は地域の長期的な価値を保つための重要な施策です。

●『無形民俗文化財である祭礼を守り継承する事業』

祭りは、人とつながり、自然とつながり、共に地域で暮らすことを実感できる貴重な手段です。祭礼文化の継承のために、後継者の育成が必要ですが、未来の後継者が誇りをもって守っていききたいと自発的に思えるような魅力が大切で、外部の人々の力を活用して、地域の人が気づかない価値の発見をし、それをPRしていくことも大切です。

○その他

本市では素晴らしい景観が維持されていますが、大型台風や豪雨災害などのリスクも高まってきていますので、文化財や建造物の補修、屋外の広告物などの規制をしっかりと行う必要があります。動画などを制作し、SNSなどを活用し、景観の大切さを多くの人に知ってもらうことにより、より保全に力を入れることができます。

基本方針2 全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み地域活性化に活かしましょう

基本施策2-2 近江八幡の水郷等の環境特性を活かした地域活性化の推進

基本施策に対する事務事業一覧			
●重点：環境審議会で相対的に力をいれる必要があると評価した事務事業			
重点	コード	事務事業名	事業担当課
	2-2-1	自然公園施設維持管理事業	都市計画課
	2-2-2	地域まちづくり支援交付金事業	まちづくり協働課
●	2-2-3	まちづくり・NPO活動促進	まちづくり協働課
	2-2-4	協働型まちづくり事業	環境課
	2-2-5	空き家情報バンク事業	商工労政課
	2-2-6	生活環境の緑づくり事業	農業振興課
●	2-2-7	環境問題に関する学習の実施	学校教育課
	2-2-8	飼育や栽培の体験学習の実施	学校教育課
	2-2-9	環境関連企画展示等開催	図書館
	2-2-10	水郷ブランド認証制度	農業振興課
	2-2-11	産地生産拡大事業	農業振興課
●	2-2-12	給食業務（保育所・こども園）	幼児課
	2-2-13	給食業務	学校給食センター
	2-2-14	環境情報の収集・提供	環境課

環境審議会の意見

- 『まちづくり・NPO活動促進』・『協働型まちづくり事業』・『空き家情報バンク事業』
一般市民が自発的に自分たちのまちをつくり上げていくことは大切です。空き家を積極的かつ有効的に活用する術を模索することは重要です。
 - 『環境問題に関する学習の実施』・『飼育や栽培の体験学習の実施』
総合的な学習時間に、環境問題や飼育栽培に関する学習活動を取り入れることにより、命の大切さを感じてもらい、身近なことから問題を考えてもらうことができる重要な取組です。
 - 『給食業務（保育所・子ども園）』・『給食業務』
地元の農作物や食材を給食に取り入れることは、旬（収穫時期）がいつなのかを学ぶことができ、また地元の食文化を学ぶ機会にもなるため継続が必要です。
- その他
気候変動や人口減少、地域経済の衰退といった社会課題に対し、地域単位でそれぞれの特徴を活かし、地域内の資源を適切に活用し、持続可能な地域社会を形成していくことが大切です。地域に存在する自然の恵みを、「地域主導の仕組み」で活用することが重要です。単なる二酸化炭素排出量の削減だけではなく、地域経済やコミュニティの再強化など、地域社会が抱える様々な課題解決への貢献度の評価が必要です。

基本方針3 市民の力を合わせて循環型社会を形成しましょう

基本施策3-1 身近な取組から始める5Rの推進

基本施策に対する事務事業一覧			
●重点：環境審議会で相対的に力をいれる必要があると評価した事務事業			
重点	コード	事務事業名	事業担当課
	3-1-1	資源ごみ集団回収奨励事業	環境課
	3-1-2	環境エネルギーセンター運営事業	環境課、環境エネルギーセンター
●	3-1-3	廃棄物抑制対策	環境課
●	3-1-4	生ごみ処理器購入補助事業	環境課
	3-1-5	廃食油の回収事業	環境課
●	3-1-6	リサイクル運動の実施	学校教育課
	3-1-7	ごみ処理についての施設見学および学習	学校教育課
	3-1-8	保育業務(リサイクル)	幼児課
	3-1-9	再生アスファルトの利用、残土の利用	土木課
	3-1-10	再生砕石の利用	土木課
	3-1-11	農業用使用済みプラスチック適正処理	農業振興課
	3-1-12	グリーン購入の推進	管財契約課

環境審議会の意見

●『廃棄物抑制対策』

ごみを減らすためには、各個人への啓発だけでなく、量り売りの推奨や使い捨て容器からリユース・リサイクルできるものへの切り替えなどの事業者の取組を行政が後押ししていくなどのことが必要です。粗大ごみをリユースする仕組みづくりを求めます。

●『生ごみ処理器購入補助事業』、『廃食油の回収事業』

家庭で取り組める廃棄物の減量化の一つの方法として有効な手段です。引き続き事業を継続することが効果的です。廃食油は、不適切に廃棄されると水質汚染や下水道の詰まりなどの問題を引き起こす可能性があります。この事業を通じて廃食油をバイオ燃料などに再利用することで、資源の循環利用が可能となります。

●『リサイクル運動の実施』・『ごみ処理についての施設見学および学習』

これらの事業は子どもたちの、物を大切にしようとする心、分別の意識及びリサイクルの意識が高まるので重要です。

○その他

『グリーン購入の推進』について、パネル展示以外にも具体的に、庁内一括購入行動に取り組んでいることは、評価できます。今後は定量的評価を希望します。今後もさらに多くの製品に対し、庁内組織で連携して、取組を進めることが必要です。

基本方針4 エネルギーを大切に使うことでゼロカーボンシティの実現を目指しましょう

基本施策4-1 温室効果ガス排出抑制への身近な取組の推進

基本施策に対する事務事業一覧			
●重点：環境審議会でも相対的に力をいれる必要があると評価した事務事業			
重点	コード	事務事業名	事業担当課
●	4-1-1	地球温暖化対策実行計画推進事業	環境課
	4-1-2	市施設における省エネ対策	管財契約課
●	4-1-3	脱炭素実行計画策定事業	企画課
	4-1-4	夏季軽装勤務促進	人事課
	4-1-5	自動車管理計画の推進	管財契約課
●	4-1-6	地球環境やエネルギーに関する学習	学校教育課
	4-1-7	保育業務(緑のカーテン)	幼児課
	4-1-8	市民バスの運行	交通政策課
	4-1-9	市庁舎整備事業	市庁舎整備推進室
	4-1-10	住宅用再生可能エネルギー導入補助事業	環境課

環境審議会の意見
<p>●『地球温暖化対策実行計画推進事業』・『市施設における省エネ対策』 具体的な地球温暖化対策の実施を強化することが重要です。市民や事業者が協力して二酸化炭素削減や再生可能エネルギー導入を実行することで、ゼロカーボンシティの実現を目指すことが必要です。熱中症、大規模火災等、対策の実施を加速させることは、次世代に持続可能な環境を引き継ぐために不可欠です。</p> <p>●『脱炭素実行計画策定事業』 世界全体の課題である脱炭素の目標やビジョンを掲げることは、市にとっても重要であり、市民の意識を高め、実際の行動につなげていくためにも大切です。また、掛け声に終わらないよう継続的に行っていくことが大切です。</p> <p>●『地球環境やエネルギーに関する学習』・『保育業務(緑のカーテン)』 地球環境やエネルギーに関する学習は、今後さらに重要となるため、しっかりとした体制で行っていく必要があります。具体的にどのような形で、各学校で実施しているかを調査した上で、これからの学習の在り方を検討していくことが重要です。</p> <p>○その他 市民バスの運行は、マイカーからのシフトによる温暖化対策に貢献するだけでなく、高齢者などのスムーズな移動を助ける安心安全な社会づくりやまちの活性化にもつながるので重要です。市をあげて『ノーマイカーデー』を設定し、自転車・徒歩やバスへのシフトの動きをつくることを望みます。</p>

基本方針5 市民の健康な暮らしを支える水環境や生活環境を守りましょう

基本施策5-1 水・大気・土の保全

基本施策に対する事務事業一覧			
●重点：環境審議会で相対的に力をいれる必要があると評価した事務事業			
重点	コード	事務事業名	事業担当課
	5-1-1	県地下水調査	環境課
●	5-1-2	下水道・浄化槽・農業集落排水業務	上下水道課、環境課
	5-1-3	浄化槽設置整備事業	環境課
	5-1-4	浄化槽維持管理事業	環境課
●	5-1-5	水質等調査事業	環境課
	5-1-6	水の啓発	上下水道課
●	5-1-7	上下水道の処理施設の見学および学習	学校教育課

環境審議会の意見
<p>●『下水道・浄化槽・農業集落排水業務』</p> <p>地域の生活排水を適切に処理し、琵琶湖や周辺の水域の水質を保全するために非常に重要です。琵琶湖は飲料水の供給源であり、生態系にとっても重要な役割を果たしているため、生活排水が未処理で流入することを防ぐことは、地域全体の健康と環境保全にとって不可欠です。下水道や浄化槽、農業集落排水施設の整備と適切な管理は、生活環境の向上だけでなく、地域の水環境を守り、次世代に美しい自然を残すための基盤となります。生活排水処理率向上は、地球規模での水資源保全にも貢献し、持続可能な社会の実現に大きく寄与します。</p> <p>●『水質等調査事業』</p> <p>琵琶湖の水質保全を行っていくには、流入河川がきれいな状態を守っていくことが大切です。そのためには定期的な検査により監視し、またそれらを広く公表することで、市民にも意識を高くもってもらうことが大切です。</p> <p>●『上下水道の処理施設の見学および学習』</p> <p>上下水道の処理施設を見学することにより、身近な生活で普段何気なく使用している水の大切さを知ることは重要です。世界の中でも日本の水は安全であることを知ってもらうことが必要です。</p> <p>○その他</p> <p>『浄化槽設置整備事業』は、地域の生活環境の改善に寄与するだけでなく、琵琶湖などの重要な水資源の保護にもつながります。琵琶湖周辺地域では、浄化槽の整備が進むことで、農業や観光業に対する悪影響を抑え、地域経済の持続的な発展も支えています。</p>

基本方針5 市民の健康な暮らしを支える水環境や生活環境を守りましょう

基本施策5-2 生活環境の保全

基本施策に対する事務事業一覧			
●重点：環境審議会でも相対的に力をいれる必要があると評価した事務事業			
重点	コード	事務事業名	事業担当課
	5-2-1	工場立入調査	環境課
	5-2-2	環境保全対策推進事業（騒音、振動、悪臭等）	環境課
	5-2-3	最終処分場施設維持管理	環境課
●	5-2-4	クリーンパトロール事業	環境課
●	5-2-5	地域の環境美化推進事業	環境課
	5-2-6	環境美化の日の取組	学校教育課
	5-2-7	ごみカレンダーによる啓発	環境課
	5-2-8	放置自転車対策	交通政策課
	5-2-9	河川愛護（自治会）事業	土木課
●	5-2-10	河川管理事業（水路等の浚渫）	土木課
	5-2-11	ヘドロ回収事業	土木課
	5-2-12	自走式草刈機貸出業務	環境課

●『クリーンパトロール事業』
 令和6年10月からポイ捨ての禁止等に関する条例も施行され、更に多くの市民にごみのポイ捨ての根絶に意識を向けてもらうよう啓発を求めます。不法投棄やポイ捨ては引き続き見られるため、早期の回収や定期的なパトロールは重要です。地元団体やボランティア団体との連携を求めます。

●『地域の環境美化推進事業』・『環境美化の日の取組』
 より多くの方に参加してもらうことで、環境の保全につながりますが、地域全体で美化環境意識の向上を目指し、市、地域、学校、事業所の全体が地域を大切にすることを心がけて取り組んで行くことが重要です。

●『河川愛護（自治会）事業』・『河川管理事業（水路等の浚渫）』・『ヘドロ回収事業』
 大小関係なく河川や水路がきれいに保たれている街は、住民のつながりが深く、また犯罪が少なく、安心して暮していくことができます。これからも自治会やボランティアの方々が気持ちよく活動ができるよう支援の継続が大切です。

○その他
 回収されたごみの多さやひどさ、河川の汚れた状況をビジュアル化して発信するなど、河川環境にも意識を向けて行動につなげていく工夫を検討していくことが必要です。

3. 事務事業一覧

コード	事業事業名	令和5年度 担当課	事業内容
基本方針1 生物多様性に配慮して近江八幡市の優れた自然を守りましょう			
基本施策1-1 西の湖等における地域の生物多様性			
1-1-1	ヨシ灯り展の開催	環境課	西の湖の豊かな自然環境を守るため、実行委員会がヨシ灯り展を実施。
1-1-2	ヨシ群落保全事業	環境課	西の湖周辺のヨシ刈り、ヨシ焼き等を行う団体を支援し、ヨシ群落の保全に加え、水質浄化、生態系の保全に努める。
1-1-3	ラムサール条約湿地 保全活動	環境課	ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 登録湿地等の保全管理に関する研修、ラムサール条約関係予算獲得に向けた陳情・請願、国内登録湿地拡大への取り組み。 琵琶湖ラムサール条約連絡協議会 ラムサール条約登録湿地である琵琶湖の保全活動に関する情報交換及び啓発活動。
1-1-4 1-1-5	野生鳥獣の生活環境 被害に関する対応及 び外来生物対応	環境課	県と連携を図りながら、野生鳥獣の生活環境被害に関する対応及びアライグマ等の外来生物の対応を行う。また、生活環境被害を防ぐための捕獲申請があった場合、許可事務を担当する。
	有害鳥獣駆除事業	農業振興課	農作物の被害を防止するため、農作物に被害を与えている鳥獣に対し銃器・檻を使用し駆除を行う。また、捕獲のみではなく防ぐ対策として、侵入防止柵の設置を行う。
1-1-6	びわ湖フローティン グスクール「うみの こ」	学校教育課	小学校5年生が学習船「うみのこ」に乗船・宿泊し、集団宿泊体験学習や琵琶湖環境学習を行う。
1-1-7	校内のピオトープ活 用	学校教育課	小学校のピオトープを環境教育の場に利用する。

令和5年度 実績	令和5年度 実績の説明等	特記事項
<p>1 / 1 = 100%</p> <p>※ ヨシを素材にしたオブジェ「ヨシ灯り」において、県内外から361点（令和4年度は351点）の出展があった。</p>	<p>ヨシ灯り展の開催数 / ヨシ灯り展の計画数</p>	<p>天候の影響により開催の可否、参加者数が増減する</p>
<p>令和5年度は、延べ150名がヨシ地の清掃、ヨシ刈り、ヨシ焼きに参加した。</p>	<p>ヨシ地の清掃、ヨシ刈り、ヨシ焼きを実施し、ヨシ地保全に寄与した。</p>	
<p>環境保全団体との協働による水鳥観察会の実施。（年3回開催）</p>	<p>環境保全団体との協働で水鳥観察会開催を実施した。</p>	<p>平成30年度をもって、琵琶湖ラムサール条約連絡協議会は解散</p>
<p>77 / 77 = 100%</p> <p>アライグマ等の目撃情報を基に、箱罠の設置によるアライグマ等の捕獲実績は目標数を達成し、住民の不安を和らげることができた。</p> <p>166 / 200 = 83.0%</p> <p>213 / 220 = 96.8%</p> <p>【算出根拠】 東近江地域鳥獣被害防止計画</p>	<p>外来生物捕獲実績 / 外来生物捕獲実績</p> <p>イノシシ捕獲実績 / 捕獲目標数</p> <p>アライグマ等外来獣捕獲実績 / 捕獲目標数</p>	<p>イノシシ、外来獣等は生き物であることから、様々な要因が働くことで年度や季節によって出没場所や捕獲頻度に大差がでる。</p>
<p>12 / 12 = 100%</p>	<p>市立小学校全12校で実施した。</p>	
<p>4 / 4 = 100%</p>	<p>市内設置校 4校 全設置校において、ピオトープを活用した学習活動を実施した。</p>	

コード	事業事業名	令和5年度 担当課	事業内容
基本方針1 生物多様性に配慮して近江八幡市の優れた自然を守りましょう 基本施策1-2 広大な農地や点在する里山等の二次的な自然環境の保全・再生			
1-2-1	米政策推進事業	農業振興課	食料自給率の向上を目指し、麦・大豆・土地利用型作物の作付拡大を推進。
1-2-2	環境保全型農業直接 支援対策事業	農業振興課	環境こだわり農産物等の先進的な営農活動の推進。 ※環境こだわり農産物（滋賀県環境こだわり農産物 認証制度において認証された農産物）
1-2-3	世代をつなぐ農村ま るごと保全向上対策	農村整備課	地域ぐるみで取組む農地や農業施設の保全活動など 効果の高い共同活動の推進。
1-2-4	食農教育ファーム推 進支援事業	学校教育課	地域の田んぼや学校園を活用して、米や野菜を育て 収穫し食べるなどの農業体験学習を実施する。
1-2-5	森林環境学習「やま のこ」事業	学校教育課	小学校4年生が沖島を訪れ、地域の特色や森林環境 を生かした体験型の環境学習を行う。
基本方針2 全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み地域活性化に活かししょう 基本施策2-1 八幡堀や安土城跡・西の湖周辺等の歴史的・文化的景観等の保全・再生			
2-1-1	風景計画推進事業	都市計画課	風景計画区域内において、一定規模の建築行為など を行う場合は、風景形成基準に従って良好な風景が 形成されるよう、景観法に基づく届出が必要とな り、建築物等に対し、周辺の風景と調和するように 規制誘導を行う。
2-1-2	重要文化的景観構成 要素等の保護	文化振興課	重要文化的景観の保全をするため、構成要素全体を 保全していくとともに、主要な構成要素については 修理事業を実施し、保全していく。
2-1-3 2-1-4	伝統的建造物群修 理・修景事業	文化振興課	伝統的建造物群保存地区を守るために、修理・修景 事業の指導をしていき、必要に応じて補助金を交付 し事業を円滑に実施する。
	ヴォーリス建築文化 ネットワーク	文化振興課	ヴォーリス建築文化全国ネットワークに加盟し、加 盟団体との情報共有をし、市内に残るヴォーリス建 築の保存・活用について考える。

令和5年度 実績	令和5年度 実績の説明等	特記事項
45.8% / 39.9% = 114.8%	※生産調整率（実績(%) / 目標(%)) 米の生産目標数量から換算 （水稻作付実績面積 / 対象水田面積） 222,500a / 410,511a = 54.2%	
939ha / 1,049ha = 89.5%	実績面積(ha) / 目標面積(ha)	制度改正等により、取組に大きく影響を及ぼす。
3,705ha / 3,704ha = 100.03%	実績面積(ha) / 目標面積(ha)	
12 / 12 = 100%	市内小学校全12校で実施した。	
12 / 12 = 100%	市立小学校12校で実施した。	
119 / 119 = 100% 景観法に基づき届出された行為内容は、風景計画に定める風景形成基準におおむね適合し、市にふさわしい良好な景観形成を図ることができた。	届出審査件数 / 届出件数 風景計画に基づく届出件数119件 （内訳） 全市計画 17件 水郷風景計画 20件 伝統的風景計画 52件 歴史文化風景計画 30件	
重要文化的景観選定地区の開発あるいは保全作業等の相談に対応し、保全を行う。 また、景観構成要素であるヨシ地の保全活動団体への支援を行った。	重要文化的景観保存に関わる案件について5件協議を行い、4件調整し、1件については協議を継続した。 また、ヨシ地の保全活動を行う「近江八幡市ヨシ群落保全団体」に対し、保全活動支援（備品（トラクター）購入費補助）を行った。なお、この保全活動は10年間継続し、備品の維持や管理費等は団体が負担することを条件とした。	
修理・修景事業4件の申請について、予定通り完了し、伝統的建造物群の保存が的確に行えた。また、対象の事業に補助金を交付して、事業の支援を行った。この他、補助金外での対応を指導した。 定期的に情報の交換をネットワークのメンバーと行い、保全活動につなぐことができた。	本年度計画していた修理・修景事業が完了し、重要伝統的建造物群保存地区の建造物や景観が当初の目的どおり保護ができた。 歴史的価値のあるヴォーリズ建築に関する啓発を進めた。	

コード	事業事業名	令和5年度 担当課	事業内容
2-1-5	無形民俗文化財である祭礼を守り継承する事業	文化振興課	国選択無形民俗文化財となっている「近江八幡の火祭り行事」について、脈々と受け継がれている伝統文化の継承を行う。
2-1-6	啓発（市史編纂事業・文化財保護事業）	文化振興課	市の歩みを全9巻の『近江八幡の歴史』として編集発刊し、学習会や講座、見学会などの普及活動を行う。調査、修理補助など諸施策を実施し、認知と意識向上にむけた啓発に取り組む。
2-1-7	屋外広告物の規制	都市計画課	市内に掲出されている屋外広告物の把握を行い、違反屋外広告物の撤去、簡易除却及び道路の不法占用物件に対する指導を行う。
2-1-8	近隣景観形成協定地区修景対策事業の推進	都市計画課	滋賀県の「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づく景観形成に関する協定の区域内における地域に根ざした住民主導の景観保全を進める。
基本方針2 全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み地域活性化に活かしましよう			
基本施策2-2 近江八幡の水郷等の環境特性を活かした地域活性化の推進			
2-2-1	自然公園施設維持管理事業	都市計画課	自然公園において、利用される機会の多い自治会に維持管理業務委託を行う。
2-2-2	地域まちづくり支援交付金事業	まちづくり協働課	各地域のまちづくり協議会に対し、まちづくり支援交付金を交付し、「環境まちづくり事業」等を各地域で行う。
2-2-3 2-2-4 2-2-5	まちづくり・NPO活動促進	まちづくり協働課	「近江八幡市NPOによる社会貢献活動の促進に関する条例」等に基づき、NPO活動の支援と協働によるまちづくりの推進を図る。

令和5年度 実績	令和5年度 実績の説明等	特記事項
国選択無形民俗文化財のうち、県選択無形民俗文化財である八幡祭り、左義長祭り、篠田の花火に補助金を交付して、伝統的な文化財の継承を支援した。	八幡祭り、左義長祭り、篠田の花火の継承ができた。また補助金の交付をした。	
『近江八幡の歴史』啓発展示「蒲生郡古墨張屏風」展を開催した。市史関連の講師対応等啓発業務を5件対応し、5媒体で情報発信をした。	市史最終巻である第9巻「地域文化財」編が完成し、掲載資料の特別展示など新たな啓発手段を開拓した。	
1 / 1 = 100% クリーン作戦による市内パトロールを実施し、違反広告物や未申請広告物に対し通知を行い適正となるよう指導を行うことができた。	実施回数 / 計画回数 広報誌、ホームページにて啓発 関係団体へ周知啓発 口頭指導8件、文書指導0件、簡易除却0件	広告主、掲出業者
令和5年度は交付団体なし。	交付団体数 / 申請団体数	自治会加入者数の減少など地域活動の低下。
3園	全ての自然公園において維持管理ができた。	
11 / 11 = 100% 各学区で清掃活動をはじめとした環境保全に取り組むことができた。	環境に関する事業を実施した学区の数 / 全学区数	各学区への交付金事業のため、地域の主体性を重視する必要がある。
61 / 61 = 100%	NPO等の登録団体数 令和5年度登録団体数 / 令和4年度登録団体数	環境保全活動に取り組む団体に特化した補助制度は無い（市民活動全般に対する補助制度は有り）。

コード	事業事業名	令和5年度 担当課	事業内容
	協働型まちづくり事業	環境課	環境基本計画の基本方針に掲げられた協働の取組を実践する環境保全団体に対し、協働型まちづくり事業交付金を交付し、活動を支援する。
	空き家情報バンク事業	商工振興課	空き家所有者と利活用希望者とのマッチングを行う。
2-2-6	生活環境の緑づくり事業	農業振興課	緑の募金の還元事業として、募金いただいた自治会を対象に要望調査し、苗木を配付。
2-2-7 2-2-8	環境問題に関する学習の実施	学校教育課	地域に根ざした環境問題に関する学習を実施する。
	飼育や栽培の体験学習の実施	学校教育課	生きものを飼ったり、植物を育てたりして生き物への親しみをもち、それらの育つ環境や成長の様子を学習する。
2-2-9	環境関連企画展示等開催	図書館	両館で自然や環境に関する本を展示、貸出することで、市民の環境に関する関心・意識を高める。
2-2-10 2-2-11	産地生産拡大事業 (水郷ブランド認証制度)	農業振興課	近江八幡市で生産される農産物のブランド化を図るため、土づくりや減農薬など栽培から出荷までの栽培管理を実施することにより、化学合成農薬等の使用量を慣行栽培基準の概ね5割以下とした農作物に対して、出荷時に「近江八幡水郷ブランド農産物」と表示できることを認証する制度。
	産地生産拡大事業 (地産地消の取組)	農業振興課	近江八幡市で生産された農水産物の地産地消を推進するため、市内の朝市・直売所などの情報発信をし、市民が活用できる機会が増すようにする事業。

令和5年度 実績	令和5年度 実績の説明等	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習等の啓発活動 植物観察、野鳥観察、蚕の生育調査、水辺の体験学習、生ごみの堆肥化、地球温暖化防止等の啓発 ・環境保全活動 琵琶湖畔、西の湖周辺、白鳥川、よし笛ロード、山本川、八幡山等の環境保全活動。 <p>■新規物件登録数 2件</p> <p>■成約件数 0件</p>	<p>環境学習等の啓発活動、環境保全活動を実践いただき、環境保全団体の自主的な活動が展開された。</p> <p>■市内の空き家に関する情報を収集し、空き家情報バンクの相談、登録を行った。</p>	<p>㈱まっせと連携していた空き町家活用事業は平成29年度に終了した。</p>
<p>苗木配布本数 / 自治会希望数 281本 / 281本 = 100%</p>	<p>281本の苗木を15自治会へ配付し、地域住民の緑化意識の高揚を図り、快適で健全な生活環境づくりを推進できた（長年の取り組みの成果もあり、概ね各自治会で活用済み）。</p>	<p>集落からの募金の還元事業として行っている。全体の募金額によって配分額が変わってくるため、集落からの要望が配分額を上回った際には、配布数に制限をかける必要があり、達成率が低下する可能性がある。</p>
<p>16 / 16 = 100%</p> <p>12 / 12 = 100%</p>	<p>学習指導要領（主に社会科、理科、家庭科、総合的な学習（3～6年）の時間） 市立小中学校全16校で実施した。</p> <p>学習指導要領（主に理科、生活科（1,2年生）） 市立小学校全12校で実施した。</p>	
<p>近江八幡館・安土館あわせて環境・自然に関する図書を122冊受入れた。</p>	<p>受入れた環境・自然関連の図書を使って展示・貸出を行い、環境問題啓発に取り組んだ。</p>	
<p>54.40 / 65 = 83.7%</p> <p>12 / 14 = 85.7%</p>	<p>実績面積(ha) / 目標面積(ha)</p> <p>軽トラ市開催数 / 軽トラ市目標開催数</p>	<p>平成26年にJAグリーン近江が常設直営直売所「きてか～な」を開設されたために、出展者数が激減した。</p>

コード	事業事業名	令和5年度 担当課	事業内容
2-2-12 2-2-13	給食業務 (保育所・こども園)	幼児課	月に1回「郷土料理の日」を設け、地元の郷土料理・特産品・地場産物を給食に取り入れる。
	給食業務	学校給食センター	地元の農作物や食材を給食に取り入れる。
2-2-14	環境情報の収集・提供	環境課	広報紙やホームページの中で、環境に関する情報を掲載し、情報提供する。
<p>基本方針3 市民の力を合わせて循環型社会を形成しましょう</p> <p>基本施策3-1 身近な取組から始める5Rの推進</p>			
3-1-1	資源ごみ集団回収推進事業	環境課	ごみの減量化とごみの再生利用を促進するために、資源ごみ集団回収団体が実施する集団回収に対し奨励金を交付。
3-1-2	環境エネルギーセンター運営事業	環境課 環境エネルギーセンター	ごみの資源化をはじめとした資源循環型社会の構築やごみの排出抑制などを推進できる地域の拠点施設として、安全・安心な運営を行う。
3-1-3	廃棄物抑制対策	環境課	ごみの減量化と適正処理の啓発
3-1-4 3-1-5	生ごみ処理器購入補助事業	環境課	生ごみの自家処理の推進のため、生ごみ処理器の購入に対する補助金を交付。
	廃食油の回収事業	環境課	市内の家庭から出る廃食油をガソリンスタンドを拠点として回収。回収した廃食油の資源化。

令和5年度 実績	令和5年度 実績の説明等	特記事項
12 / 12 = 100% 19 / 19 = 100%	地元の郷土料理・特産品・地場産物の提供月数(月) / 給食実施月数(月) 「はちまんの日」実施回数 / 給食実施日で8がつく日 市内産の農畜産物や特産物を旬に応じて積極的に料理に活用し提供できた。	
「おうみはちまんエコ通信」を年4回ホームページに掲載。時節に合った環境に関する記事を広報誌に不定期に掲載。	環境に関する啓発を広報、HP等を活用し実施。また、平成29年7月からごみ分別アプリの配信を開始し、アプリ内のお知らせ機能を利用して、分別や収集について情報提供を実施。	
(資源回収量) 678 / 742 = 91.4% (取組団体数) 98 / 95 = 103.20%	(資源回収量) 令和5年度回収量実績(t) / 令和4年度回収量実績(t) (取組団体数) 令和5年度取組団体数 / 令和4年度取組団体数	新型コロナ禍の影響により、近年、取組団体数は、減少傾向であったが、若干、回復の兆しがある。
排ガス等の施設基準値(自主規制値)を遵守した上で、安全・安心な運営を行ってきた。	排ガス等の施設基準値を遵守することを目標として設定し、目標を達成することが出来た。	
(g / 人・日) 632g / 658g = 96.0%	(1人1日当たりのごみの排出量) 令和5年度1人1日当たりの家庭ごみ排出量実績(g / 人日) / 令和5年度1人1日当たりの家庭ごみ排出量指標(g / 人日) ※家庭ごみ排出量 18,926t ※ごみの総排出量 26,172t	
令和5年度の補助実績：135世帯 内訳 電気式処理器：55世帯 非電気式処理器：80世帯	令和5年度の生ごみ処理器購入補助実績世帯数 ※平成29年度以降の累計 平成29年度末 累計：363世帯 平成30年度末 累計：399世帯 令和元年度末 累計：435世帯 令和2年度末 累計：574世帯 令和3年度末 累計：694世帯 令和4年度末 累計：819世帯 令和5年度末 累計：964世帯	生ごみ処理器による年間ごみ排出削減量 (推計値) 632(g/人日) × 2.31(人/世帯) × 366(日/年) × 8.42%(厨芥類の割合) × 964台(生ごみ処理器累計) ÷ 43.4t
2,120kg / 1,921kg = 110.4%	令和5年度スタンド回収量(kg) / 令和4年度スタンド回収量(kg)	

コード	事業事業名	令和5年度 担当課	事業内容
3-1-6 3-1-7	リサイクル運動の実施 ごみ処理についての 施設見学および学習	学校教育課 学校教育課	総合的な学習の時間（3～6年生）や児童会・生徒会活動、PTA活動等でリサイクル活動を実施する。 小学校4年生が社会科の学習の一環として、焼却施設、最終処分場、パッカー車を見学するなどごみ処理について学習する。
3-1-8	保育業務 (リサイクル)	幼児課	空箱やペットボトル、広告などの廃材を有効活用する。
3-1-9 3-1-10	再生アスファルトの 利用、残土の利用 再生砕石の利用	土木課 土木課	工事において再生アスファルトや残土（再生可能か検討）を利用し、リサイクルに努める。 工事において、設計上問題がなければ再生砕石の利用を行う。
3-1-11	農業用使用済みプラ スチック適正処理	農業振興課	産業廃棄物である農業用使用済みプラスチック及び廃農薬を回収し、専門の処理業者に委託し処分。
3-1-12	グリーン購入の推進	管財契約課	グリーン購入に係る情報の提供・啓発・推進活動。
<p>基本方針4 エネルギーを大切に使うってゼロカーボンシティの実現を目指しましょう</p> <p>基本施策4-1 温室効果ガス排出抑制への身近な取組の推進</p>			
4-1-1 4-1-2	地球温暖化対策実行 計画推進事業 市施設における省エ ネ対策	環境課 管財契約課	地球温暖化対策実行計画の実効性を確保するため、 進行管理を行う。 5年に1回計画の改定を行う。 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく省 エネへの取り組み、各職場への啓発。

令和5年度 実績	令和5年度 実績の説明等	特記事項
16 / 16 = 100%	市立小中学校全16校で実施。 各校の児童会・生徒会活動、またはPTA活動で実施した。	新型コロナウイルス感染拡大予防のため、引き続き校内で学習した小学校がある。
10 / 12 = 83.3%	学習指導要領（社会科4年「廃棄物の処理」ごみ、下水で選択。本市副読本「わたしたちの近江八幡」）に掲載。 市立小学校10校で近江八幡環境エネルギーセンターを見学した。	
10 / 10 = 100%	実施園・所数 / 保育所・こども園・幼稚園施設数	
24 / 24 = 100%	リサイクル材利用工事数 / 対象工事数	
16 / 16 = 100%	リサイクル材利用工事数 / 対象工事数	
実施回数 / 予定回数 6回 / 6回 = 100 % 廃プラ回収量 30.4t 廃農薬回収量 763kg 回収量は大中地域を除く (能登川大中も参入されるため)	農業用廃プラスチック及び廃農薬の回収を3カ所×2回で行った。(7月、11月実施)	東近江地域農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会の役員に当課が入っており協力している。事務局はJAグリーン近江 営農振興課。
パネル展示を実施し啓発に努めた。	啓発パネルリレーへの参加。他グリーン購入マニュアルに伴い、庁内共同一括購入（トイレトーパー等）においてグリーン購入に取り組んだ。	
環境審議会（4回）、環境計画評価部会（2回）を開催し、地球温暖化対策実行計画の進行管理を実施したほか、計画の改定を行った。 3,697t / 4,607t = 80.2% ※ 令和5年度目標 3,697 t 令和5年度実績 4,607t	地球温暖化対策実行計画の改定（新計画）において、2030年に市域のCO2排出量を半減する（2013年度比）という目標を設定した。 ※ 「気候非常事態宣言」において、2050年までのCO2排出量を実質ゼロにすることを表明した。 令和5年度目標 / 令和5年度実績 第3次市地球温暖化対策実行計画をもとに、個別目標で令和2年度から令和8年度まで毎年約5%のCO2削減を目標として設定	「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正に伴い、再生可能エネルギー導入目標の設定も今後検討する。 外気温等の影響により、電気等の消費量は影響を受けやすい。

コード	事業事業名	令和5年度 担当課	事業内容
4-1-3	脱炭素実行計画策定 事業	企画課	脱炭素社会の実現に向けた各種目標やプロジェクトを定める「脱炭素ビジョン2050」(以降、「ビジョン」という。)の策定を行う。
4-1-4	夏季軽装勤務促進	人事課	夏季において、室内温度を28℃に設定するとともに、勤務中の上着、ネクタイの着用を不要とした軽装勤務とする。
4-1-5	自動車管理計画の推 進	管財契約課	電気自動車及び低燃費車・低排出ガス車等の導入、エコドライブの推進や自転車利用の啓発。公用車台数の適正化
4-1-6 4-1-7	地球環境やエネル ギーに関する学習	学校教育課	全小中学校で、教科や総合的な学習の時間において地球環境やエネルギーに関する学習を実施する。
	保育業務 (緑のカーテン)	幼児課	子どもたちと一緒にゴーヤ等を植え、緑のカーテンを作って室温を抑制し、省エネルギー化を図ると共に、食育に繋げ、子どもたちの環境や食育に触れる学びの機会とする。
4-1-8	市民バスの運行	交通政策課	民間事業者によるバス運行がない公共交通空白地の解消等をめざし、市民バス(あかこんバス)の運行を行う。
4-1-9	市庁舎整備事業	市庁舎整備推進室	省エネ、環境共生に配慮した庁舎とするなど、将来の環境変化に柔軟に対応する持続可能性の高い新庁舎を整備する。
4-1-10	住宅用再生可能エネ ルギー導入補助事業	環境課	住宅用太陽光発電システム又は蓄電システムの新築又は増築に係る工事を行なう者に対し、近江八幡市住宅用再生可能エネルギー導入補助金を交付する。

令和5年度 実績	令和5年度 実績の説明等	特記事項
脱炭素推進協議会を3回実施し、有識者(専門機関)や金融機関、事業所など各主体からの意見・提案を受けて、市として推進するべき施策について検討を深め「ビジョン」の内容として掲げるとともに、幅広く市民の声を反映するためパブリックコメントを実施し、「ビジョン」を取りまとめた。	「ビジョン」策定のプロセスにおいて、様々な主体を巻き込むことにより、人々の意識醸成や脱炭素施策の周知・普及に繋がる効果があったと考える。	市の取組のみならず、市民、事業所との連携が不可欠である。
179日間実施 上着、ネクタイを着用しないことで、体感温度を下げ、室内温度28℃下においても快適に業務を行えることに寄与した。	5月6日(木)から10月31日(日)まで軽装勤務とした日数	
4台の電気自動車が稼働(令和4年度3月購入の3台、令和5年度10月購入の1台)したことにより、ガソリン使用量が前年比約16.5%減少	R5年度ガソリン使用量÷R4年度ガソリン使用量 19,999ℓ÷23,920ℓ=83.6%	
16 / 16 = 100% 9 / 10 = 90%	学習指導要領(主に社会科、理科 家庭科 総合的な学習(3~6年)の時間) 全市立小中学校(16校)で実施した。 実施園所数 / 保育所・こども園・幼稚園施設数	
年間乗車人数 109,248 / 102,885 = 106.1%	令和5年度乗車人数 / 令和4年度乗車人数	
実勢設計に着手し、省エネ、環境共生への配慮、ZEB Ready取得などを具体化するための検討を行った。	事業者と工事契約を締結し、実施設計に着手した。	令和2年度：基本設計 令和3年度：基本設計 令和4年度：工事価格の時点修正、仕様書の見直し 令和5年度：入札、契約、実施設計着手
太陽光発電システム補助件数：72件 蓄電システム補助件数：89件	太陽光発電：72件 / 120件 = 60.0% 蓄電：89件 / 120件 = 74.2%	令和4年度から事業開始

コード	事業事業名	令和5年度 担当課	事業内容
基本方針5 市民の健康な暮らしを支える水環境や生活環境を守りましょう			
基本施策5-1 水・大気・土の保全			
5-1-1	県地下水調査	環境課	地下水質環境基準を超える地下水汚染を継続的に監視するため、地下水調査を実施。
5-1-2	下水道・浄化槽・農業集落排水業務	上下水道課 環境課	下水道、浄化槽、農業集落排水による生活排水対策を実施。
5-1-3	浄化槽設置整備事業	環境課	下水道又は農業集落排水施設の整備が当分の間見込まれない地域において浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。 また、単独浄化槽や汲み取り便槽からの合併浄化槽への転換に対して上乘せして補助を行うほか、長寿命化計画に則った既存の合併浄化槽の改築(修理)に対しても補助を行う。
5-1-4	浄化槽維持管理事業	環境課	下水道又は農業集落排水施設の整備が当分の間見込まれない地域において浄化槽を維持管理している者に対し、補助金を交付する。
5-1-5	水質等調査事業	環境課	河川等で水質の汚染を監視するため定期的な水質調査を実施。また、水質データを収集・蓄積することによって、経年変化を把握し、水環境の基礎情報とする。
5-1-6	水の啓発	上下水道総務課	水道週間(6/1~6/7)・浄水場見学・水の日(8/1)・水の週間(8/1~8/7)・下水道の日(9/10)及び各種イベント等において、上下水道事業の現状や課題等について啓発を行う。
5-1-7	上下水道の処理施設の見学および学習	学校教育課	小学4年生が社会科の学習として処理施設を見学するなど、上下水道や水環境について学習する。

令和5年度 実績	令和5年度 実績の説明等	特記事項
<p>令和5年度は実施なし。</p> <p>※ ローテーションにより各年度の実施箇所があらかじめ定められているため。</p>		
<p>生活排水処理率（実績） 94.85%</p> <p>94.85 / 93.21 = 101.76%</p>	<p>実績生活排水処理率 / 県整備構想(目標値予測)</p>	<p>市の財政的な問題と国・県の交付金の要因が大きい。</p>
<p><実績交付金額> 設置整備補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規設置 9,206千円（計26基） ・単独転換 0円（計0基） ・汲み取り転換 383千円（計1基） ・長寿命化 1,521千円（計89基） ・更新 0円（計0基） <p>【合計】 11,110千円 11,110/23,313 = 47.7%</p>	<p>実績交付金額 / 当初予算計上金額</p> <p>浄化槽設置義務区域での開発に伴い設置基数の増加を想定して36基分を予算計上していたが、当初の予定よりも遅れているため、最終的な設置基数は26基であった。 また、長寿命化に伴う改築についても、想定していた件数よりも大幅に下回る結果となった。</p>	<p>個人設置の場合、工事の4割を補助するが、残りは個人負担となることから、個人の経済状況に左右される。</p>
<p><実績交付基数> 20千円×1,157基 = 23,140千円</p> <p>1,157基 / 1,168基 = 99.1%</p>	<p>実績交付基数 / 当初予算計上基数</p>	
<p>計画どおり水質等調査を実施することができた。</p>	<p>河川等の水質等調査を実施し、経年変化の状況が把握できた。</p>	
<p>実績数5 / 目標数5 = 100%</p>	<p>各種啓発活動を実施することにより、上下水道事業に対する市民の理解を得る。 令和5年度はコロナ禍も明け、数年ぶりの牧浄水場見学会を開催することができた。</p>	
<p>12 / 12 = 100%</p>	<p>学習指導要領（4年社会科 飲料水・電気・ガスで選択、本市副読本「わたしたちの近江八幡」）に掲載</p>	

コード	事業事業名	令和5年度 担当課	事業内容
基本方針5 市民の健康な暮らしを支える水環境や生活環境を守りましょう			
基本施策5-2 生活環境の保全			
5-2-1	工場立入調査	環境課	県条例に基づく工場等への立入調査、及び苦情に基づく立入調査の実施する。
5-2-2	環境保全対策推進事業(騒音、振動、悪臭等)	環境課	原因者・発生源(市民、事業所等)に対し、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、廃掃法、環境保全に関する条例等に基づく指導及び啓発を行う。また、案件に応じて、関係機関との連携を図り指導を行う。
5-2-3	最終処分場施設維持管理	環境課	ヘドロ、瓦礫、焼却灰等を飛散しないように埋立地にて覆土処理すると共に、処分場から浸出汚水を浄化する施設の維持管理を行う。
5-2-4	クリーンパトロール事業	環境課	市内巡回パトロールによる不法投棄禁止及びポイ捨て禁止の啓発を行う。散在性ごみ及び不法投棄物の回収及び処理。
5-2-5 5-2-6	地域の環境美化推進事業	環境課	環境美化の日(ごみゼロ大作戦・びわ湖の日・県下一斉清掃)を基準日とし、自治会が主体となり地域に根ざした環境美化運動を通して地域住民の環境美化に対する意識の高揚を図ると共に、地域の環境美化に取り組む。
	環境美化の日の取組	学校教育課	環境美化の日に関連して、環境保全に関する取組をする。
5-2-7	ごみカレンダーによる啓発	環境課	廃棄物の処理及び清掃に関する法第6条第1項及び第2項に基づく基本計画を策定し、同計画実施に必要な各年度毎の事業内容を処理実施計画に定めて告示し、ごみカレンダーとして市民に周知。
5-2-8	放置自転車対策	交通政策課	「自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき撤去した自転車等を一定期間(6ヶ月間)保管する。返還できなかった自転車についてはシルバー人材センターで一部リサイクルを実施している。その他については処分できる業者によって引き取りし処分する。
5-2-9 5-2-10 5-2-11	河川愛護(自治会)事業	土木課	県が実施している河川愛護事業において、県と協働して自治会、ボランティア団体が1級河川等の草刈りや、ゴミの清掃、浚渫を行う。
	河川管理事業(水路等の浚渫)	土木課	自治会で水路の構造により清掃が困難な路線については緊急性を考慮して優先順位をつけて、土砂等の堆積した水路の清掃を行う。
	ヘドロ回収事業	土木課	自治会で町内の水路清掃を実施するにあたり、ヘドロの回収にダンプトラックを手配し、市の最終処分場で適正に処分を行う。
5-2-12	自走式草刈機等貸出業務	環境課	自治会等が自主的实施する清掃活動を支援するため、自走式草刈機等の清掃用具の貸出を行う。

令和5年度 実績	令和5年度 実績の説明等	特記事項
立入調査対象事業場数 6社 立入調査 4社 書面調査 2社	現地で詳細を確認し、指摘することで公害・事故等の未然防止に繋がった。	
生活環境に関する苦情等（雑草繁茂等） 80件 公害等に関する苦情等（水質・悪臭等） 6件	雑草繁茂に伴う空き地等の適正管理や野焼き、不法投棄等の苦情・通報に対して、早期対応に努めた。	公害苦情は、市民の環境意識が高くなればなるほど増加する傾向。
法規制値を遵守することができた。 また、基準超過の発生原因の究明及び地元説明を確実にし、安全・安心な運営に努めた。 また、長寿命化計画を策定した。	安全・安心な運営を行うことを目的として設定し、概ね目標を達成することができた。	
(市内全地域) 年間 180出勤	予定どおり巡回パトロールを実施し、散在性ごみ、不法投棄物を回収することができた。	
令和5年度収集依頼団体数：216団体（述べ602回） 令和4年度費用免除（自己搬入）団体数：63団体（述べ232回） 16 / 16 = 100%	費用免除（自己搬入）団体数及び収集依頼述べ回数 収集依頼団体数及び収集依頼述べ回数 環境美化の日の取組 「ごみゼロの日」「びわ湖の日」「県下一斉清掃の日」ほとんどの学校で年間3回実施した。	台風等の影響により枝葉が散乱し、地域清掃回数が増加する。
一般廃棄物処理実施計画に基づきごみカレンダーを作成し、全世帯に配布。自治会未加入者に対しては各地区コミュニティセンターに設置して配布。転入者に対しては窓口で配布。その他、ホームページ・ごみ分別アプリで広く周知を行った。	一般廃棄物処理実施計画に基づきごみカレンダーを作成し、全世帯に配布する。 また、平成29年7月よりごみ分別アプリの配信を開始し、アプリ内で自分の収集地域を選択すると、ごみの収集カレンダーの表示し、収集日を知らせるアラート機能で出し忘れを防ぐことができた。	
年間作業回数 102日 / 102日 = 100% リサイクル率 (リサイクル台数 / 未返還台数) 42台 / (115-53) 台 = 67.7%	年間撤去台数 115台 リサイクル台数 42台 返還台数 53台 処分台数 0台 ※年度内に撤去後の対応が決まらない場合有り。	近江八幡駅南口については、即日撤去を実施し、対策強化を行ったことで放置自転車が大幅に減少した。
82団体実施 令和4年度実績 83団体 10 / 10 = 100%	参画希望をしたすべての団体に支援ができた。 実施カ所 / 要望カ所	水路に流される環境、水路の堆積状況。
申請のあった82自治会（重複有）において希望日時等調整し、滞りなく配車出来た。	水路清掃を実施する全ての自治会に支援できた。	水路に流される環境、水路の堆積状況。
61 / 61 = 100%	自走式草刈機貸出実施回数 / 自走式草刈機貸出依頼回数	

4. 環境実施計画に係る指標

実施施策の進捗管理を行うため、第3次近江八幡市環境実施計画（アクションプラン）で定めた指標の結果をとりまとめました。

環境基本計画 基本方針	指 標			
	指標項目	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績
1 生物多様性に配慮して近江八幡市の優れた自然を守りましょう	イノシシ捕獲頭数★	95頭	131頭	166頭
	アライグマ等外来獣捕獲頭数★	80頭	232頭	290頭
	環境こだわり農産物取組面積★	1050ha	1049ha	939ha
	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策★ 共同活動取組面積 共同活動取組組織	3,705ha 3団体 (うち1団体は59 組織からなる)	3,704ha 3団体 (うち1団体は59 組織からなる)	3,705ha 3団体 (うち1団体は59 組織からなる)
	森林面積 (民有地、市、県、国有地)	1,141ha 90ha 14ha 679ha	1,141ha 90ha 14ha 682ha	1,141ha 90ha 14ha 682ha
2 全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み地域活性化に活かしましょ	協定締結地区数★	18団体	18団体	18団体
	重要文化的景観選定面積	579.8ha	579.8ha	579.8ha
	重要伝統的建造物群保存地区	13.1ha	13.1ha	13.1ha
	公園緑地数(都市公園・児童公園)★	22公園 225公園	22公園 227公園	22公園 232公園
	自然公園区域内の緑地の維持管理箇所数★	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
	植樹配付本数★ (※緑の募金の還元事業による)	438本	340本	281本
	環境に関する活動をするNPO団体登録数★	44団体	61団体	61団体
	水郷ブランド農産物作付面積★	72.1ha	64.2ha	54.4ha
3 市民の力を合わせて循環型社会を形成しましょう	1人1日当たりのごみ排出量★ (家庭系)	655g / 人・日	626g / 人・日	632g / 人・日
	ごみの総排出量★ (家庭系・事業系 ※災害廃棄物含む)	26,563t	26,565t	26,172t
	集団回収による資源回収量★	718t	742t	677t
	農業用廃プラ回収量★	37.2t	29.4t	30.4t
	廃農薬回収量★	2,003kg	2,030kg	763kg

※昨年度の環境報告書に、令和4年度のごみの総排出量を25,890 tとしておりましたが26,565 tの誤りでした。

環境基本計画 基本方針	指 標			
	指標項目	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績
4 エネルギーを大切に使うってゼロ カーボンシティの実現を目指しま しょう	市民バス利用人数★	97,681人 (12路線)	102,885人 (12路線)	109,248人 (12路線)
	市が所管する施設(市立総合医療センター 除く)におけるCO2(二酸化炭素)排出量 (参考)	4,514t	4,647t	4,607t
	公共交通利用によるCO2削減効果の参考 値(自家用車から市民バスに利用を転換 した場合のCO2削減量)	▲3.7 t-CO2	▲6.6 t-CO2	▲3.6 t-CO2
5 市民の健康な暮らしを支える水環 境や生活環境を守りましょう	生活排水処理率★	94.8%	94.8%	94.9%
	日野川環境基準達成率(BOD)	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
	微小粒子状物質(PM2.5)	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
	浮遊粒子状物質(SPM)	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
	二酸化硫黄の濃度	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
	光化学スモッグ注意報発令回数	0回	0回	0回
	二酸化窒素の濃度	環境基準達成	環境基準達成	環境基準達成
	河川愛護団体数★	84団体	83団体	82団体
参考	近江八幡市の二酸化炭素排出量(推計値) ※目標値：332千t-CO2(R12年度)	R2年度実績	R3年度実績	R4年度実績
		480千t-CO2	454千t-CO2	493千t-CO2

★事務事業一覧の事務事業評価結果と重複する指標

【2】気温と降水量

気温と降水量の変化は、図 3-2、図 3-3 のとおりです。

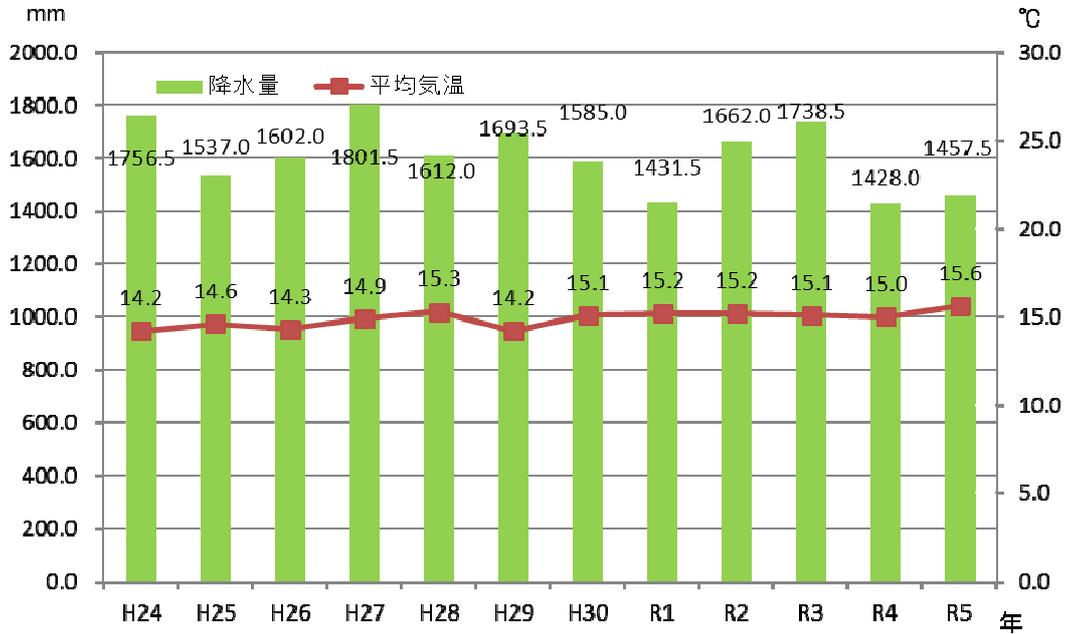


図 3-2 気温と降水量の経年変化

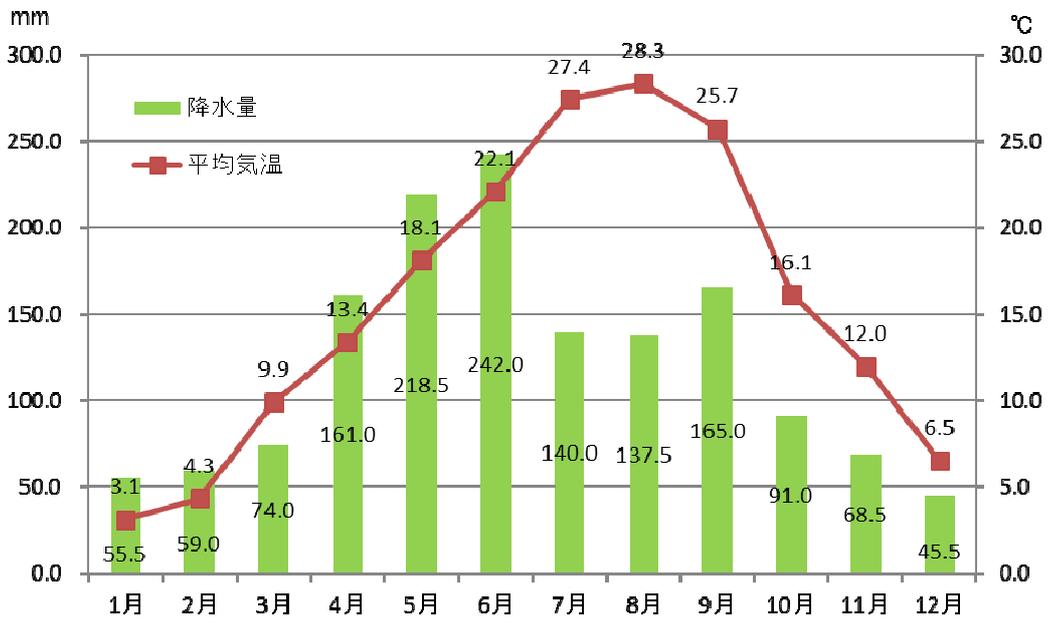


図 3-3 令和 5 年 気温と降水量

※平均気温 近江八幡地域気象観測所では気温測定を行っていないため、最寄りの東近江地域気象観測所の観測値を用いて、その年（月）における全毎正時値を平均し、算出しています。

出典：気象庁 HP 彦根地方気象台（東近江地域気象観測所）

※降水量 出典：気象庁 HP 彦根地方気象台（近江八幡地域気象観測所）

2. 水質について

【1】河川の水質

本市では市内主要河川の水質調査を行っています。(図3-4)

西の湖(湾奥部中央点、中央最深部、ヨシ群落奥部)は、他の河川に比べ、BODが高い状態です。(表3-1)

琵琶湖の南湖は北湖に比べ、全ての項目(BOD、COD、T-N、T-P)で高い値を示しています。(表3-2) T-N、T-Pは市内の河川全ての採水地点で南湖に比べ高い値を示しましたが、CODは黒橋川、山本川が南湖に比べ低くなっています。(表3-1、表3-2)

水質汚濁に係る環境基準A類型の日野川は、各項目とも低い値を示し良好な状態にあります。市内河川の水質で示される水の状態については、表3-3を参考にして下さい。

各河川の経年変化については、表3-4～表3-18、図3-5～図3-34で示しています。



撮影：八幡川(南津田新川橋)

表3-1 令和5年度市内河川の水質

(年平均：単位：mg/ℓ)

採水地点	河川名	BOD	COD	T-N	T-P
①蛇砂川	日暮橋	0.84	3.0	1.6	0.072
②三明川	音羽町地先	1.6	4.4	2.4	0.21
③黒橋川	鷹飼町地先	1.1	2.4	1.8	0.070
④黒橋川	新田橋	1.1	3.5	1.9	0.094
⑤黒橋川	よし笛橋	1.7	4.8	1.8	0.12
⑥浪打川	円山町地先	1.8	4.7	1.7	0.13
⑦長命寺川	白玉橋	2.5	5.8	1.4	0.14
⑧八幡川	南津田新川橋	1.6	5.0	1.5	0.12
⑨白鳥川	高坐橋	1.3	4.3	1.4	0.11
⑩藤間川	中小森町地先	1.9	7.1	2.2	0.23
⑪大惣川	牧町地先	2.2	7.9	2.6	0.52
⑫日野川	野村橋	1.0	3.8	0.53	0.070
⑬山本川	永代橋	1.0	2.6	2.1	0.046
⑭安土川	神楽橋	2.2	8.5	1.9	0.32
⑮西の湖	湾奥部中央点	5.9	7.8	1.8	0.13
⑯西の湖	中央最深部	3.6	7.3	1.4	0.11
⑰西の湖	北之庄沢	1.0	4.5	1.5	0.11
⑱西の湖	ヨシ群落奥部	4.2	7.9	1.5	0.14

※各項目とも有効数字2桁で記載しています。

※長命寺川、白鳥川、日野川、西の湖(湾奥部中央点、中央最深部、北之庄沢、ヨシ群落奥部)のデータ

出典：滋賀の環境2024(令和6年版環境白書)-資料編-(滋賀県)

※日野川の環境基準A類型(BOD 2mg/ℓ以下)：令和5年度BOD 1.1mg/ℓ(75%値)

※採水地点(河川番号)は本文P40参照 ※令和3年度から採水地点を変更しています。

※測定回数 蛇砂川、三明川、黒橋川、八幡川、藤間川、大惣川、山本川、安土川・・・6回/年

長命寺川、白鳥川、日野川・・・12回/年

西の湖(湾奥部中央点、中央最深部、北之庄沢、ヨシ群落奥部)・・・4回/年

表3-2 琵琶湖の水質

(単位：mg/ℓ)

調査地点	項目	過年度 (H25年度～R4年度の平均値)	R4年度	R5年度
琵琶湖 北湖	BOD	0.5	0.5	0.4
	COD	2.4	2.4	2.3
	T-N	0.21	0.19	0.17
	T-P	0.008	0.008	0.007
琵琶湖 南湖	BOD	1.0	1.0	0.9
	COD	3.1	3.1	2.9
	T-N	0.28	0.26	0.24
	T-P	0.018	0.018	0.018

出典：滋賀の環境 2024(令和6版環境白書)-資料編-(滋賀県)

表3-3 BODで示される水の状態

BOD(単位：mg/ℓ)	1以下	2以下	3以下	5以下	8以下	10以下
河川環境基準の類型	AA	A	B	C	D	E
生き物から見た水質	魚がすめる水質					魚は殆どすめない
すんでいる魚	コイ・フナ等					
	サケ・アユ等					
	ヤマメ・イワナ等					
利用できる水の使い道	工業用水に利用できる					
	水道水に利用できる					

※水質汚濁に係る環境基準(別表2生活環境の保全に関する環境基準(河川))を参考に作成しています。

※環境基準は環境基本法に基づいて国が定めています。本市では日野川がA類型に指定されています。

河川水質検査項目

○生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量で汚濁物質量を数値化したものです。数値が大きいほど有機物が多い、つまり水質汚濁が進んでいることを示します。有機物は家庭や工場等の排水に含まれています。

○化学的酸素要求量(COD)

酸化剤で有機物を酸化するときに消費される酸素量で汚濁物質量を数値化したものです。数値が大きいほど有機物が多い、つまり水質汚濁が進んでいることを示します。有機物は家庭や工場等の排水に含まれています。

○全窒素(T-N)

水中の全ての窒素化合物のことで、無機態窒素と有機態窒素に分けられます。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素(NH₄-N)、亜硝酸態窒素(NO₂-N)、硝酸態窒素(NO₃-N)に分けられます。窒素は、動植物の増殖に欠かせない元素で、富栄養化の指標として使用されます。肥料、家庭や工場等の排水に含まれています。

○全リン(T-P)

水中の全てのリン化合物のことで、無機態リンと有機態リンに分けられます。リンは、動植物の成長に欠かせない元素で、全窒素と同様に富栄養化の指標として使用されます。肥料、家庭等の排水に含まれています。

○浮遊物質(SS)

水中に懸濁している直径2mm以下の不溶性の粒子物質のことで、数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示します。また、数値が高くなると魚の呼吸障害や水中植物の光合成妨害等の影響が生じることがあります。

○溶存酸素(DO)

水中に溶け込んでいる酸素の量を示します。酸素は有機物等の汚染物質によって消費されるため、河川・湖沼等の水質汚濁を示す目安となります。濃度が微量となり酸欠状態になると生物は貧弱となり、魚類が息できなくなることがあります。



図 3-4 河川・大気測定箇所

※ ④・⑤・⑥の地点については、令和3年度から採水を実施しているため、経年変化の表及び図を掲載していません。

表3-4 河川水質

①蛇砂川

数値は年平均(単位: mg/l)

項目\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
DO	11.0	11.0	11.0	12.0	11.8	11.5	9.4	10.2	10.0
BOD	0.8	1.1	1.5	1.4	1.6	1.6	1.5	1.6	0.8
COD	3.6	4.0	3.5	3.1	2.1	2.7	2.5	2.2	3.0
SS	5	2	5	5	4	5	6	5	11
T-N	1.0	0.69	0.88	1.10	1.1	1.0	1.80	1.6	1.6
T-P	0.080	0.054	0.059	0.049	0.037	0.13	0.045	0.051	0.072

※R3年度から採水地点を変更しています。

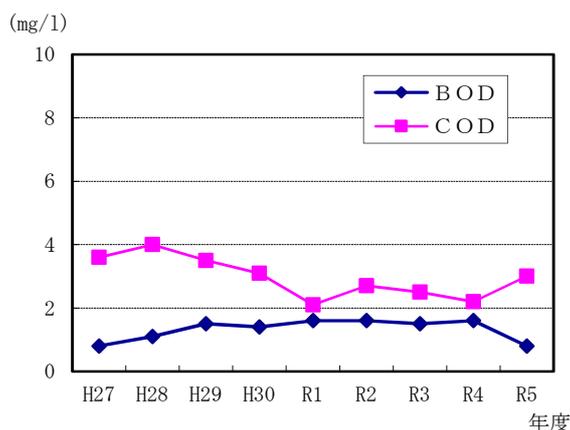


図3-5 BOD・CODの経年変化

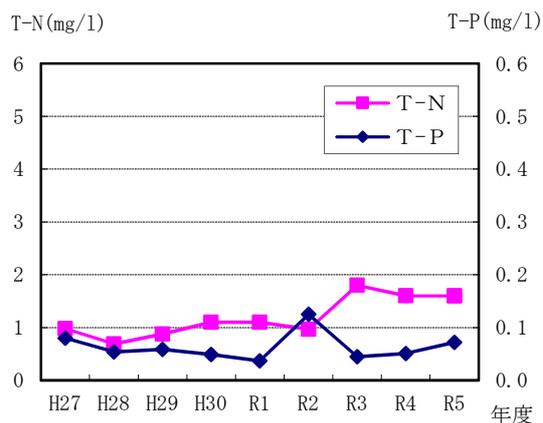


図3-6 T-N・T-Pの経年変化

表3-5 河川水質

②三明川

数値は年平均(単位: mg/l)

項目\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
DO	8.1	8.0	8.6	9.2	8.8	8.4	8.3	9.6	9.1
BOD	1.4	1.5	2.0	1.7	2.0	1.8	2.5	2.2	1.6
COD	4.3	4.8	4.5	4.3	3.4	3.5	3.8	4.3	4.4
SS	4	4	5	4	3	5	3	4	4
T-N	2.8	3.1	2.3	2.6	3.2	2.5	1.9	2.9	2.4
T-P	0.19	0.21	0.18	0.19	0.13	0.14	0.14	0.20	0.21

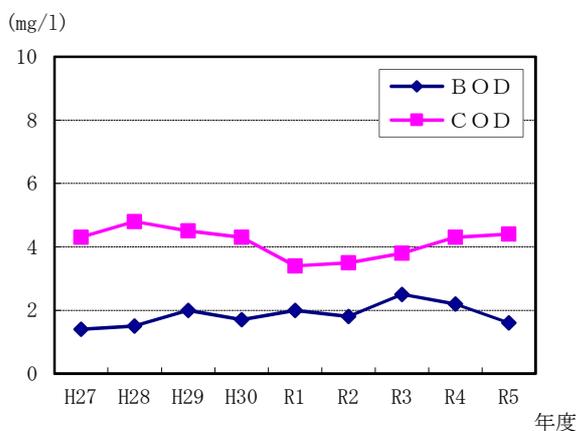


図3-7 BOD・CODの経年変化

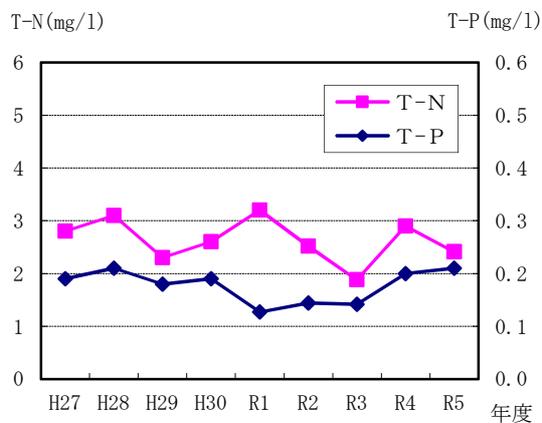


図3-8 T-N・T-Pの経年変化

表3-6 河川水質

③黒橋川 鷹飼町地先

数値は年平均(単位:mg/l)

項目\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
DO	7.6	8.0	7.5	8.2	8.3	8.1	7.8	8.5	8.1
BOD	1.3	1.2	1.4	1.2	1.3	1.3	1.7	1.5	1.1
COD	2.3	3.0	2.7	2.3	2.0	2.0	2.0	2.3	2.4
SS	6	8	9	9	4	6	5	6	5
T-N	1.9	1.8	2.0	2.2	2.8	2.0	2.0	2.0	1.8
T-P	0.072	0.079	0.092	0.062	0.042	0.062	0.070	0.075	0.070

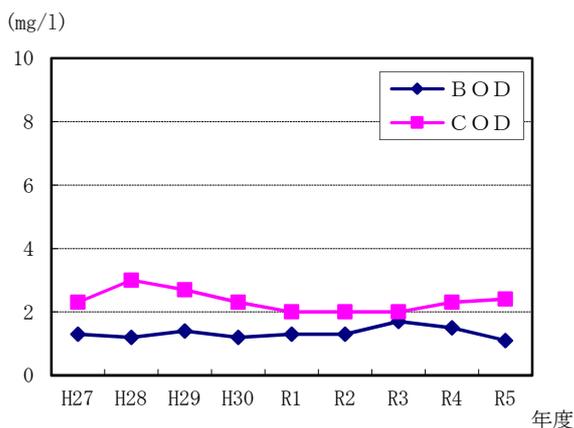


図3-9 BOD・CODの経年変化

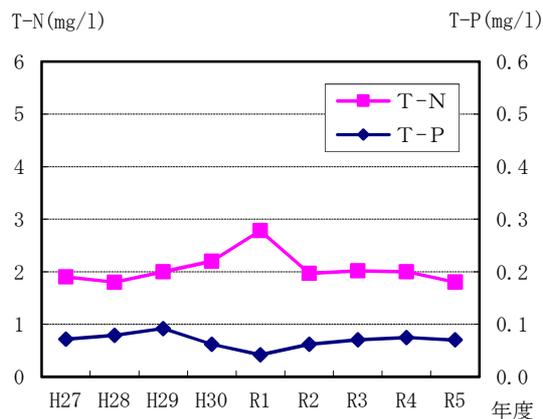


図3-10 T-N・T-Pの経年変化

表3-7 河川水質

⑦長命寺川 白王橋

数値は年平均(単位:mg/l)

項目\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
DO	10.0	9.8	10.0	11.0	9.9	9.9	9.5	9.5	9.3
BOD	2.0	2.2	2.2	2.9	2.2	2.2	2.2	2.5	2.5
COD	5.3	4.9	5.0	6.8	5.1	5.3	5.4	5.8	5.8
SS	18	17	15	20	22	26	21	22	25
T-N	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.7	1.4	1.4	1.4
T-P	0.095	0.089	0.11	0.10	0.13	0.15	0.14	0.13	0.14

出典:滋賀の環境2016(平成28年版環境白書)-資料編-

~ 滋賀県の環境2024(令和6年版環境白書)-資料編- (滋賀県)

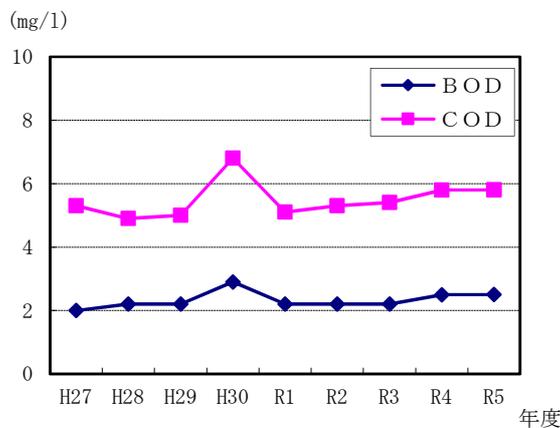


図3-11 BOD・CODの経年変化

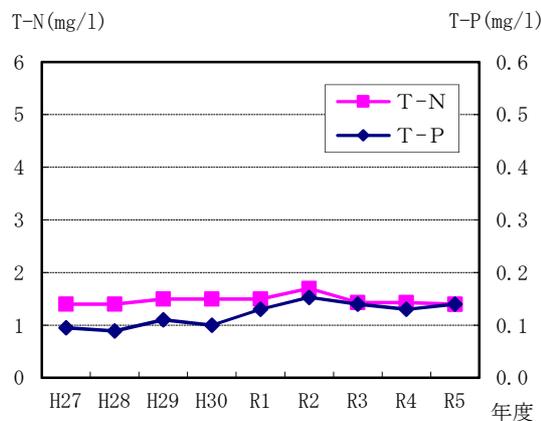


図3-12 T-N・T-Pの経年変化

表3-8 河川水質

⑧八幡川

数値は年平均(単位: mg/l)

項目\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
DO	7.1	7.5	7.7	7.7	8.3	9.4	7.5	8.3	8.4
BOD	3.1	1.4	1.5	1.7	1.6	1.9	2.9	1.9	1.6
COD	4.1	4.7	4.1	4.0	2.8	3.6	4.7	4.2	5.0
SS	13	11	11	11	8	10	15	16	13
T-N	1.6	1.7	1.9	2.1	2.0	1.7	1.4	1.5	1.5
T-P	0.11	0.10	0.13	0.12	0.05	0.086	0.10	0.10	0.12

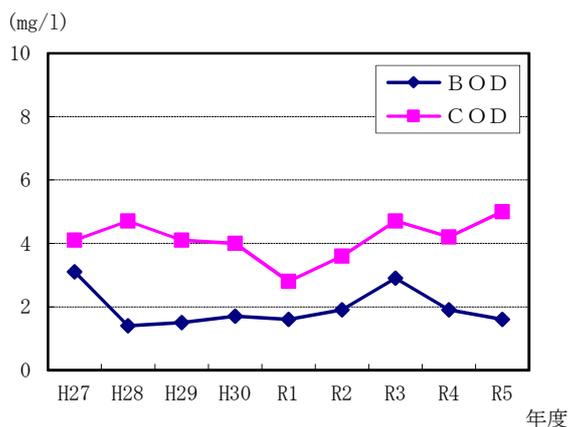


図3-13 BOD・CODの経年変化

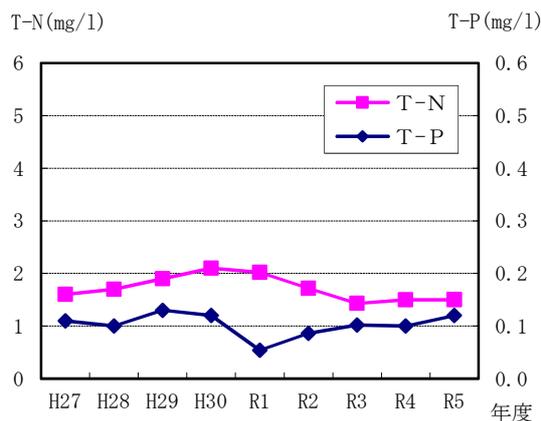


図3-14 T-N・T-Pの経年変化

表3-9 河川水質

⑨白鳥川

数値は年平均(単位: mg/l)

項目\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
DO	9.6	9.8	9.3	8.8	9.5	9.2	9.3	9.3	9.3
BOD	1.4	1.2	1.3	1.1	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
COD	4.1	3.9	3.8	4.0	4.0	3.8	3.7	4.1	4.3
SS	12	10	12	14	15	11	12	16	12
T-N	1.8	1.7	1.7	1.8	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4
T-P	0.10	0.10	0.10	0.11	0.11	0.10	0.093	0.12	0.11

出典: 滋賀の環境2016(平成28年版環境白書)-資料編-

~ 滋賀県の環境2024(令和6年版環境白書)-資料編- (滋賀県)

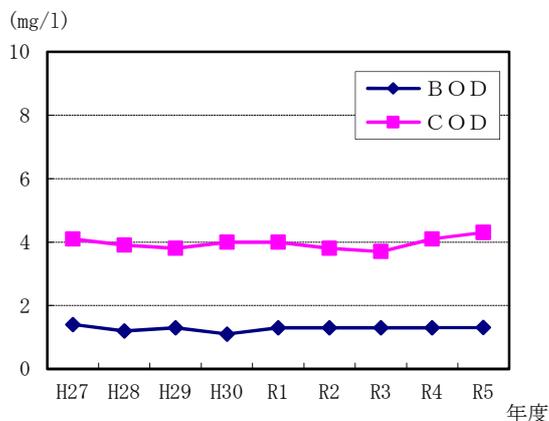


図3-15 BOD・CODの経年変化

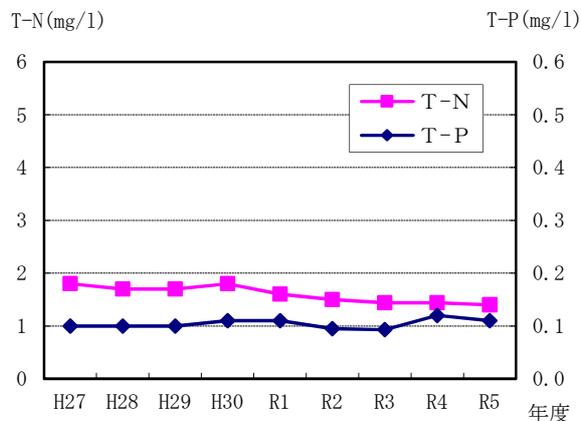


図3-16 T-N・T-Pの経年変化

表3-10 河川水質

⑩藤間川

数値は年平均 (単位: mg/l)

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
DO		9.6	9.7	10.3	10.0	11.4	12.9	8.9	9.5	9.3
BOD		3.3	2.6	3.1	2.5	2.5	2.6	3.1	2.2	1.9
COD		7.3	6.9	6.7	7.0	5.4	6.4	5.8	5.2	7.1
SS		15	14	15	14	18	9	16	13	23
T-N		2.6	2.0	2.8	2.5	2.9	2.3	2.1	1.8	2.2
T-P		0.16	0.15	0.17	0.19	0.13	0.17	0.18	0.17	0.23

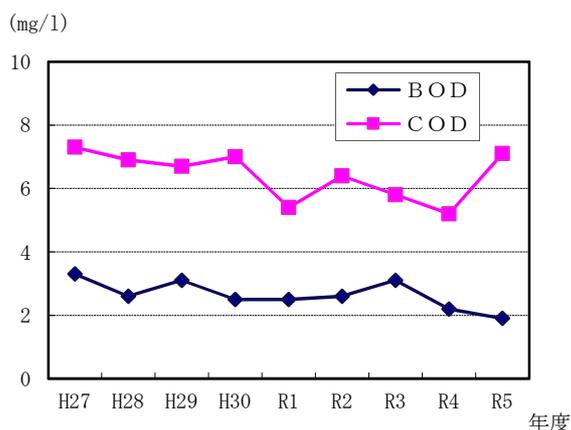


図3-17 BOD・CODの経年変化

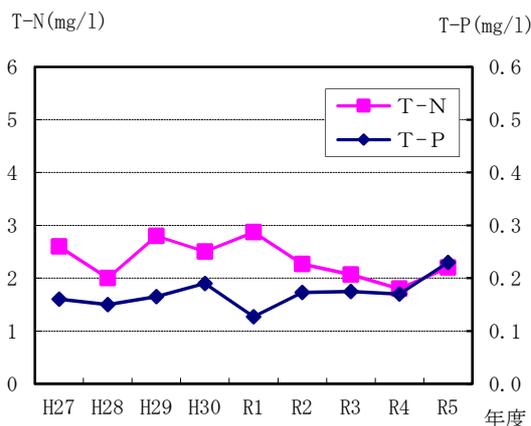


図3-18 T-N・T-Pの経年変化

表3-11 河川水質

⑪大惣川

数値は年平均 (単位: mg/l)

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
DO		7.4	8.2	9.7	10.0	9.3	7.7	5.9	8.0	7.7
BOD		2.3	2.0	2.4	2.4	2.5	2.5	3.0	2.1	2.2
COD		4.8	5.6	5.8	6.1	4.6	8.0	6.2	5.2	7.9
SS		17	13	18	10	13	43	23	16	40
T-N		2.8	2.0	3.5	5.2	3.0	8.0	2.4	2.2	2.6
T-P		0.11	0.12	0.17	0.43	0.43	0.35	0.27	0.21	0.52

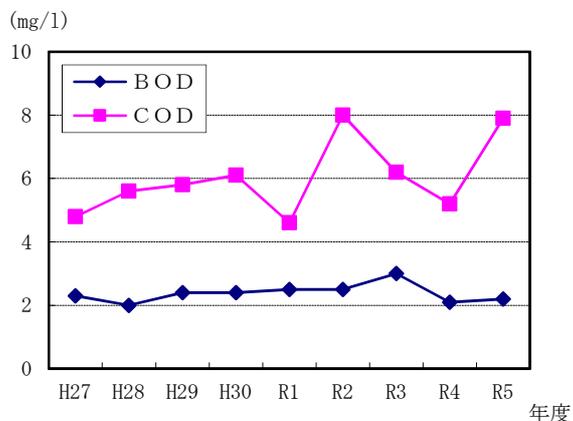


図3-19 BOD・CODの経年変化

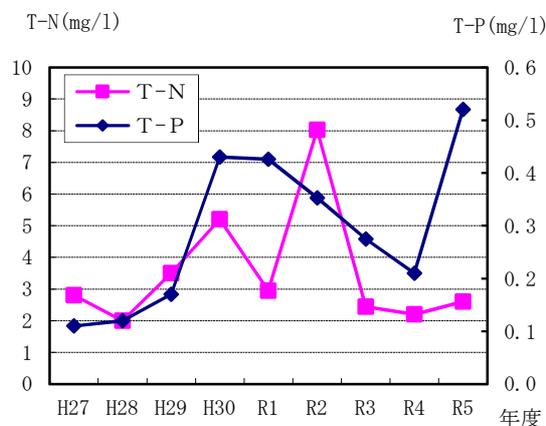


図3-20 T-N・T-Pの経年変化

表3-12 河川水質

⑫日野川 野村橋

数値は年平均(単位:mg/l)

項目\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
DO	9.9	9.7	9.5	9.2	9.4	9.7	9.7	9.7	9.7
BOD	1.0	0.9	0.9	0.7	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0
COD	3.7	3.7	3.8	3.4	3.3	3.4	3.4	3.6	3.8
SS	11	8	5	6	5	4	4	5	5
T-N	0.68	0.79	0.78	0.71	0.73	0.65	0.63	0.57	0.53
T-P	0.063	0.074	0.070	0.056	0.056	0.061	0.061	0.071	0.070

出典:滋賀の環境2016(平成28年版環境白書)-資料編-

~ 滋賀県の環境2024(令和6年版環境白書)-資料編- (滋賀県)

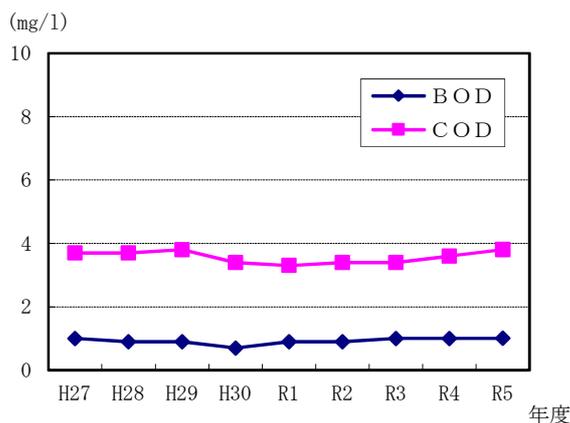


図3-21 BOD・CODの経年変化

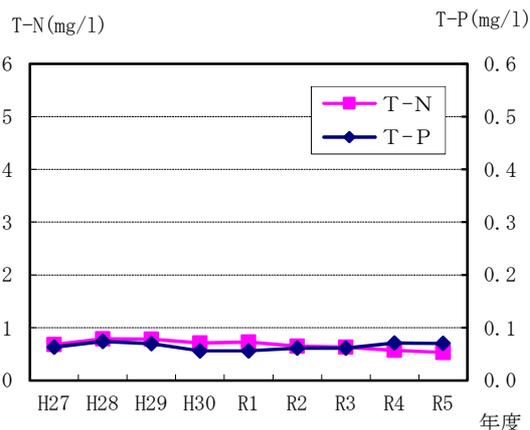


図3-22 T-N・T-Pの経年変化

表3-13 河川水質

⑬山本川

数値は年平均(単位:mg/l)

項目\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
DO	-	-	10	11	12	13.6	9.5	10.4	10.7
BOD	1.9	2.1	1.8	1.4	1.5	1.4	1.4	1.6	1.0
COD	3.0	2.4	3.1	2.5	2.5	2.7	2.1	1.9	2.6
SS	6	4	7	3	3	4	6	6	5
T-N	0.87	0.79	0.75	1.00	1.2	0.8	2.24	2.0	2.1
T-P	0.059	0.045	0.059	0.054	0.043	0.065	0.044	0.051	0.046

※R3年度から採水地点を変更しています。

※平成28年度以前の水質調査項目DOは未測定

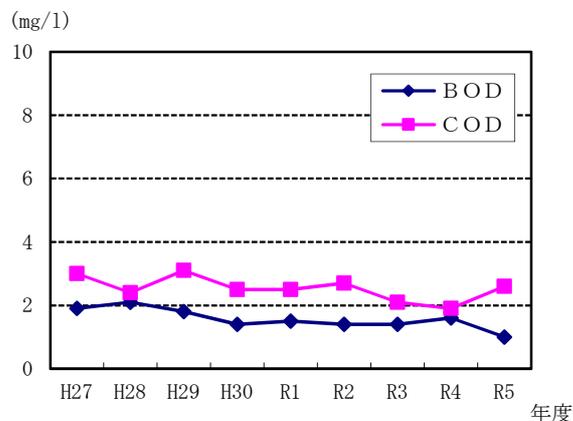


図3-23 BOD・CODの経年変化

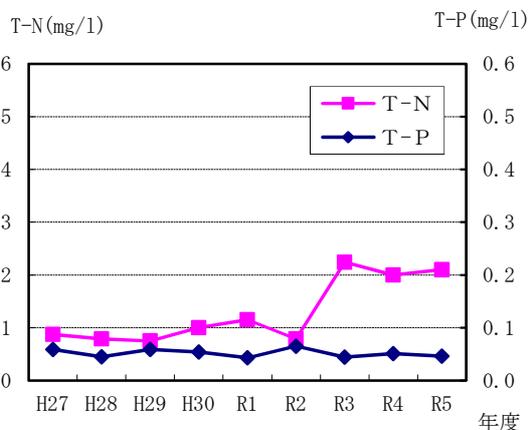


図3-24 T-N・T-Pの経年変化

表3-14 河川水質
⑭安土川

数値は年平均(単位: mg/l)

項目\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
DO	—	—	8.8	9.2	7.6	8.0	8.2	9.0	8.6
BOD	2.8	2.9	2.2	1.9	1.9	1.8	3.4	1.8	2.2
COD	6.7	4.8	6.4	5.7	4.3	5.2	6.1	5.6	8.5
SS	23	13	14	16	11	16	16	10	35
T-N	1.2	1.4	1.7	2.2	2.3	2.2	1.6	1.6	1.9
T-P	0.14	0.10	0.13	0.13	0.06	0.100	0.15	0.14	0.32

※R3年度から採水地点を変更しています。
※平成28年度以前の水質調査項目DOは未測定

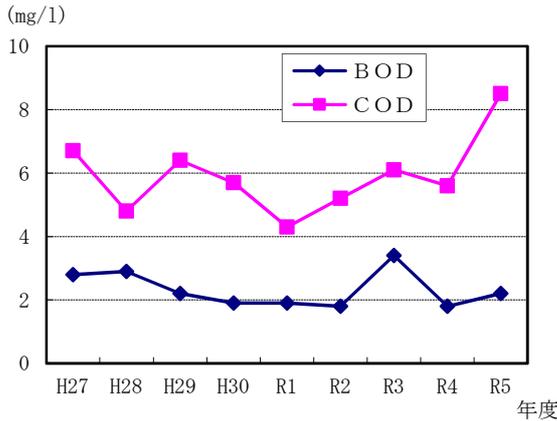


図3-25 BOD・CODの経年変化

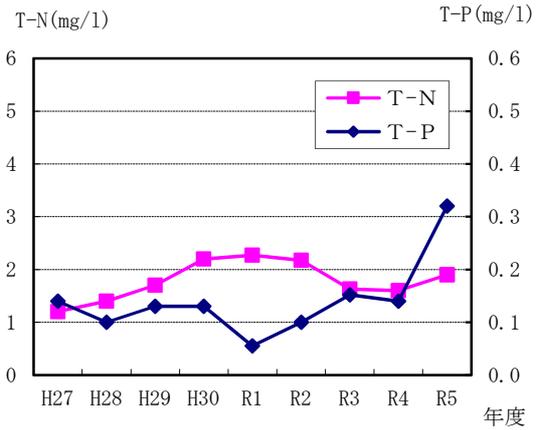


図3-26 T-N・T-Pの経年変化

表3-15 河川水質
⑮西の湖 湾奥部中央点

数値は年平均(単位: mg/l)

項目\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
DO	8.7	11.0	14.0	11.0	12.5	12.6	9.0	12.7	13.7
BOD	1.9	3.1	4.4	3.4	3.6	4.8	1.7	4.2	5.9
COD	6.3	6.2	6.3	6.3	7.4	8.3	6.3	7.7	7.8
SS	28	17	13	25	29	28	25	24	19
T-N	2.1	1.7	1.8	1.6	2.0	2.0	1.7	2.0	1.8
T-P	0.160	0.12	0.11	0.13	0.14	0.16	0.14	0.12	0.13

出典:滋賀の環境2016(平成28年版環境白書)-資料編-
~ 滋賀県の環境2024(令和6年版環境白書)-資料編- (滋賀県)

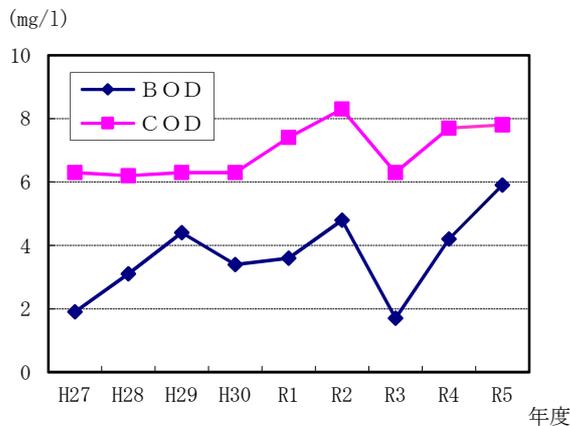


図3-27 BOD・CODの経年変化

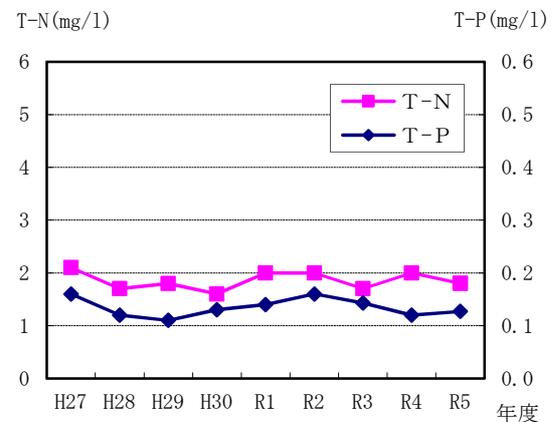


図3-28 T-N・T-Pの経年変化

表3-16 河川水質

⑩西の湖 中央最深部

数値は年平均(単位: mg/l)

項目\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
DO	9.7	11.0	13.0	11.0	13.7	13.1	10.3	14.1	12.0
BOD	2.4	3.7	4.9	4.4	6.5	7.7	2.0	5.3	3.6
COD	6.9	6.3	7.2	7.9	9.8	11.7	6.6	8.9	7.3
SS	36	21	17	32	38	43	32	27	21
T-N	1.9	1.4	1.6	1.5	1.9	2.3	1.4	1.7	1.4
T-P	0.150	0.11	0.12	0.15	0.17	0.19	0.12	0.14	0.11

出典:滋賀の環境2016(平成28年版環境白書)-資料編-

~ 滋賀県の環境2024(令和6年版環境白書)-資料編- (滋賀県)

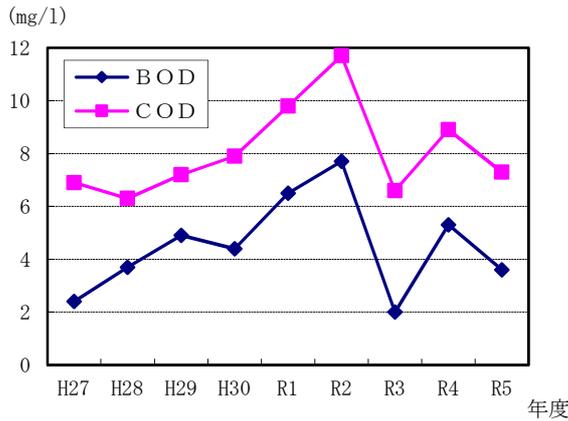


図3-29 BOD・CODの経年変化

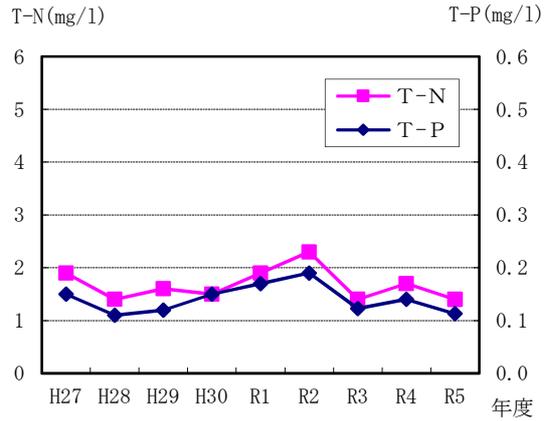


図3-30 T-N・T-Pの経年変化

表3-17 河川水質

⑪西の湖 北之庄沢

数値は年平均(単位: mg/l)

項目\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
DO	8.0	9.0	9.4	9.1	8.7	8.9	8.7	8.9	9.1
BOD	1.0	0.8	0.8	0.9	1.1	1.1	0.9	1.1	1.0
COD	5.6	3.9	3.6	3.4	4.4	4.6	4.8	4.8	4.5
SS	26	20	12	14	20	22	20	26	23
T-N	1.9	1.6	1.5	1.6	1.5	1.7	1.7	1.7	1.5
T-P	0.13	0.09	0.068	0.076	0.088	0.097	0.099	0.10	0.11

出典:滋賀の環境2016(平成28年版環境白書)-資料編-

~ 滋賀県の環境2024(令和6年版環境白書)-資料編- (滋賀県)

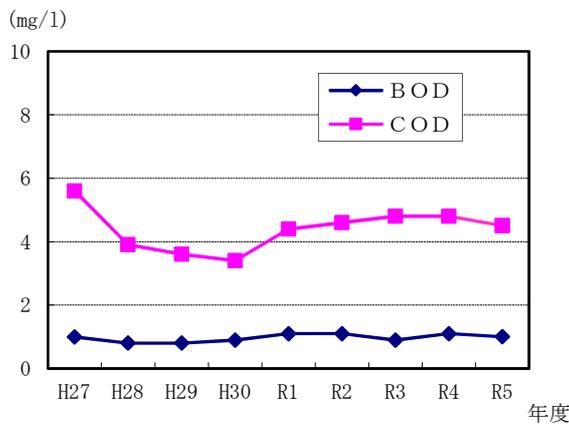


図3-31 BOD・CODの経年変化

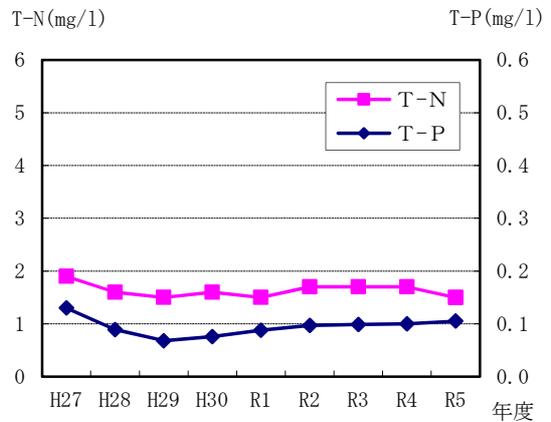


図3-32 T-N・T-Pの経年変化

表3-18 河川水質

⑱西の湖 ヨシ群落奥部

数値は年平均(単位:mg/l)

項目\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
DO	9	9.9	14.0	11	15	14	10	11	10
BOD	2.1	3.3	5.3	4.3	7.2	7.9	2.7	4.2	4.2
COD	6.4	6.6	8.1	8.3	11.0	12.0	7	9	7.9
SS	31	25	33	32	45	46	26	35	34
T-N	1.6	1.3	1.7	1.4	2.1	2.3	1.5	1.6	1.5
T-P	0.130	0.11	0.14	0.14	0.18	0.19	0.12	0.13	0.14

出典:滋賀の環境2016(平成28年版環境白書)-資料編-

~ 滋賀県の環境2024(令和6年版環境白書)-資料編- (滋賀県)

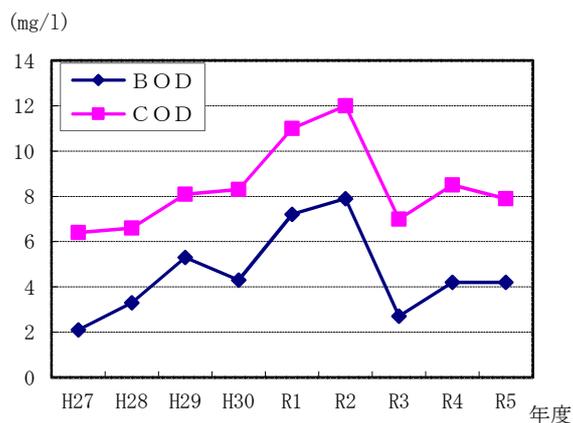


図3-33 BOD・CODの経年変化

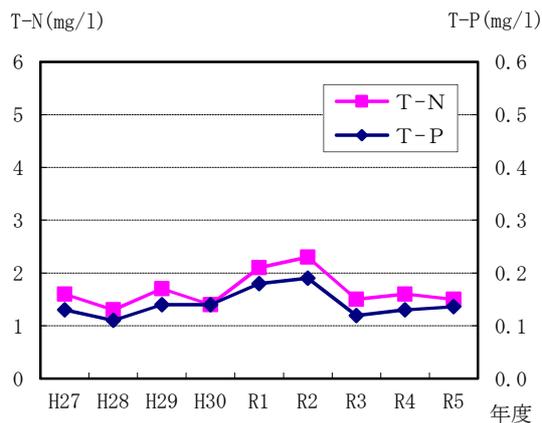


図3-34 T-N・T-Pの経年変化

3. 大気について

【1】二酸化硫黄について

化石燃料（石炭、石油等）が燃焼するときに、燃料中に含まれる硫黄成分が酸化されて二酸化硫黄が生成されます。二酸化硫黄は大気汚染物質の1つとして、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質でもあります。測定結果は図 3-35 であり、環境基準を達成しています。

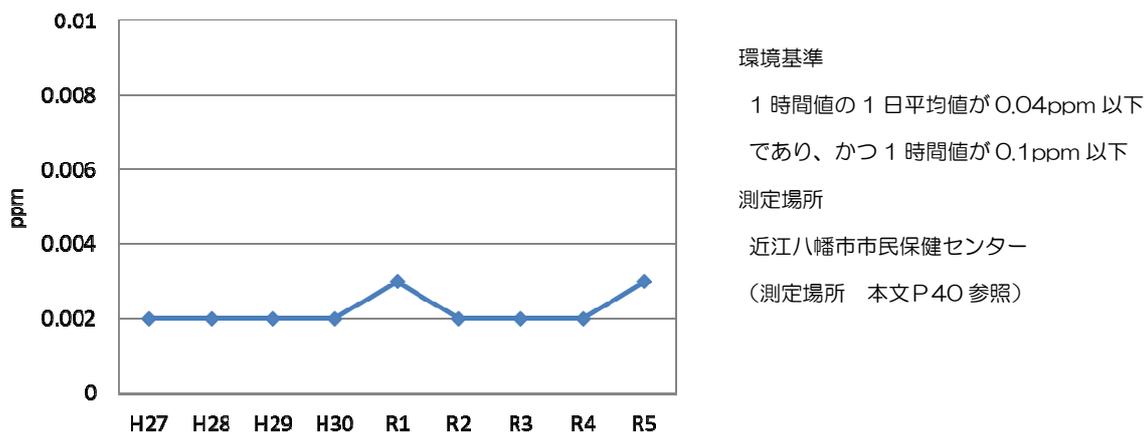


図 3-35 二酸化硫黄の経年変化（日平均値の 2% 除外値）

出典：滋賀の環境 2019（令和元年版環境白書）-資料編- ～

滋賀の環境 2024（令和 6 年版環境白書）-資料編-（滋賀県）

【2】二酸化窒素について

化石燃料（石炭、石油等）が燃焼するときに、空気中に含まれる窒素が酸化されて一酸化窒素が生成され、さらに酸化され二酸化窒素ができます。光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因物質でもあります。測定結果は図 3-36 であり、環境基準を達成しています。

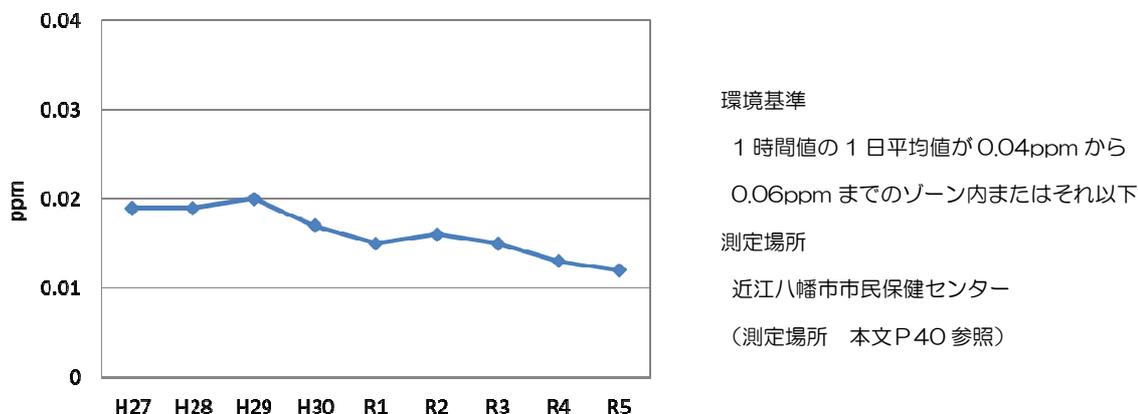


図 3-36 二酸化窒素の経年変化（日平均値の年間 9.8% 値）

出典：滋賀の環境 2019（令和元年版環境白書）-資料編- ～

滋賀の環境 2024（令和 6 年版環境白書）-資料編-（滋賀県）

【3】浮遊粒子状物質（SPM）について

大気中に浮遊する粒径 $10\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の 1 千分の 1 ）以下の粒子を浮遊粒子状物質と呼びます。人為起源（工場のばい煙、自動車の排ガス等）と自然起源（火山、森林火災等）があり、発生源から直接的に排出された粒子と、ガス状物質が大気中で粒子化したものがあります。浮遊粒子状物質は視程（大気の見通し）の低下だけでなく、呼吸器への影響もあります。測定結果は図3-37であり、環境基準を達成しています。

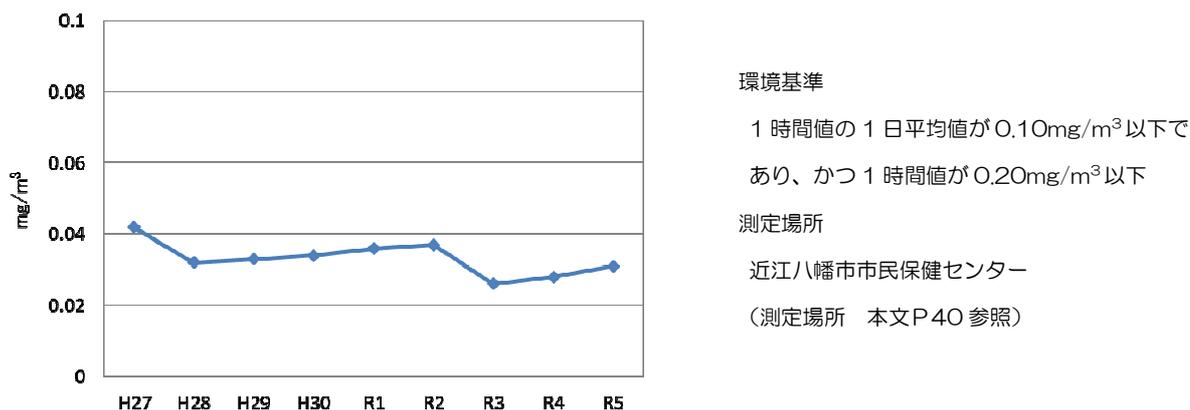


図3-37 浮遊粒子状物質の経年変化（日平均値の2%除外値）

出典：滋賀の環境2019（令和元年版環境白書）-資料編-

滋賀の環境2024（令和6年版環境白書）-資料編-（滋賀県）

【4】微小粒子状物質（PM_{2.5}）について

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことで、 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）の中でも特に小さな粒子です。PM_{2.5}は非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

粒子状物質には、物の燃焼等によって直接出されるものと、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）等のガス状大気汚染物質が、主として環境大気中での化学反応により粒子化したものがあります。発生源としては、ボイラー、焼却炉等のばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには土壌、海洋、火山等の自然起源のものもあります。

令和5年度のPM_{2.5}は環境基準を達成したほか、注意喚起のための暫定的指針値（日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を超過した日はありませんでした。（図3-38）

微小粒子状物質（PM2.5）注意喚起基準

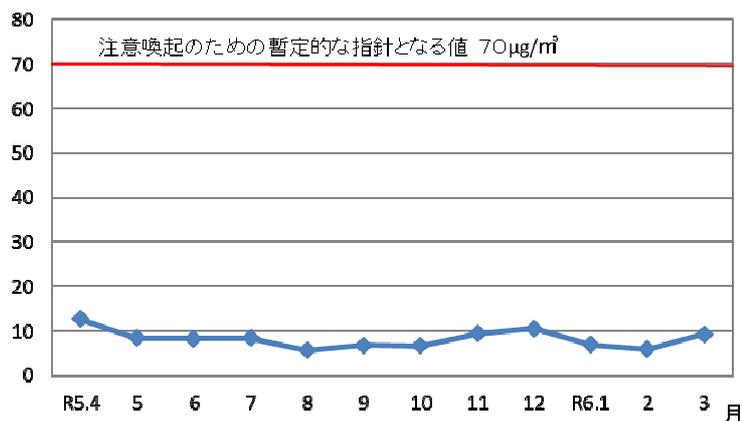
滋賀県内9カ所の一般環境大気環境局で測定したPM2.5濃度が一定値以上になった場合に注意喚起が行われます。

PM2.5濃度の注意喚起の基準（滋賀県HPより）

時間帯	基準値	数値の求め方
早朝	85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	9つの一般局の午前4時から7時までの3時間の平均値を求め、これら9つの値の高い方から2番目の値とします。
午前	80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	9つの一般局の午前4時から12時までの8時間の平均値を求め、これら9つの値の高い方から1番目の値とします。（注意喚起の発出時間は午後の早い時間帯になります。）
午前7時から午後7時	85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	9つの一般局の直前3時間の平均値を求め、これら9つの値の高い方から2番目の値とします。

※ その他、日中の値の急上昇など観測した場合

月平均値
($\mu\text{g}/\text{m}^3$)



環境基準

1年平均値 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、
かつ1日平均値 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

測定場所

近江八幡市市民保健センター
(測定場所 本文P40参照)

図3-38 令和5年度 微小粒子状物質（PM2.5）結果

出典：滋賀の環境 2024(令和6年版環境白書)-資料編- (滋賀県)

【5】光化学オキシダントについて

自動車や工場の排気ガス等に含まれる窒素酸化物と炭化水素が太陽の強烈な日差しを受けると、その紫外線によって光化学反応をおこし、オゾン、その他のオキシダント（酸化性物質）を発生させ、光化学スモッグを形成します。一般に夏の日差しが強く、風の弱い日に発生しやすく、そのような日には屋外での過度な運動等は控えて下さい。濃度が高くなると、目がチカチカする、のどが痛い等の症状が現れることがあります。平成21年以降、注意報の発令は行われていません。(図3-39)

光化学スモッグ注意報発令基準

注 意 報：基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm 以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。

警 報：基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm 以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。

重大緊急警報：基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm 以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。

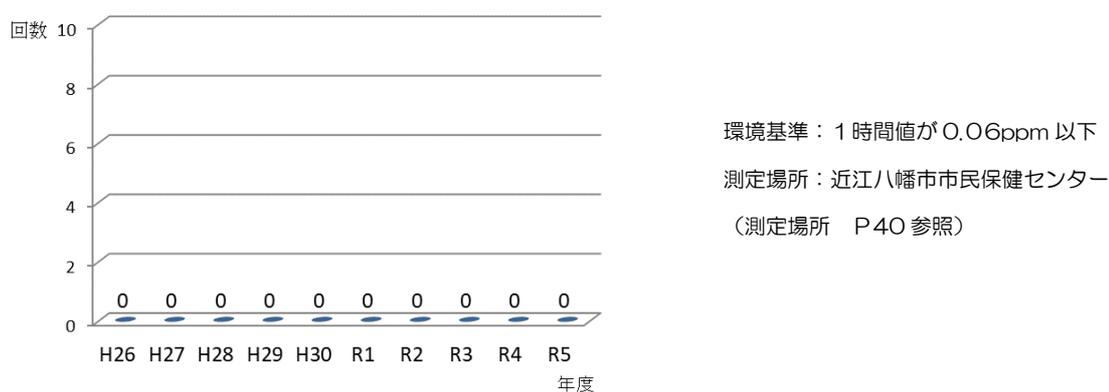


図3-39 光化学スモッグ注意報発令回数

【6】放射線について

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により放射能汚染に対する意識が高まっていることから、市内の各公立中学校（八幡中学校、八幡東中学校、八幡西中学校、安土中学校）、沖島小学校に放射線測定器（サーベイメータ）を配備し、毎月1回、月初めに放射線測定を行っています。

私たちは、日常生活の中で、宇宙や大地等から自然放射線を受けています。令和5年度の放射線を測定した結果、最大値が0.11 μ Sv/h であり、自然放射線による年間線量（日本平均）2.1mSv よりも低い値となっています。

※年間線量の算出 $0.11 \mu\text{Sv/h} \times 24(\text{時間}) \times 365(\text{日}) = 0.9636\text{mSv}$

4. 公害苦情について

令和5年度の典型7公害の苦情件数は、水質汚濁1件、騒音4件、となっています。典型7公害以外では、不法投棄13件、その他項目として野外焼却に関する通報が多くありました。(表3-19、図3-40)

また、不法投棄を防止するため、不法投棄防止啓発看板の設置や市内を巡回パトロールするクリーンパトロール事業等の実施により啓発するとともに、不法投棄の早期発見、早期対応に努めています。不法投棄重点監視地区を図3-41に示します。

表3-19 公害苦情件数の内訳と推移

	典型7公害							左記以外		合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	不法投棄	その他	
令和2年度	0	7	0	4	0	0	11	8	17	47
令和3年度	0	1	0	6	2	0	2	11	13	35
令和4年度	1	2	0	2	1	0	1	9	13	29
令和5年度	0	1	0	4	0	0	0	13	13	31

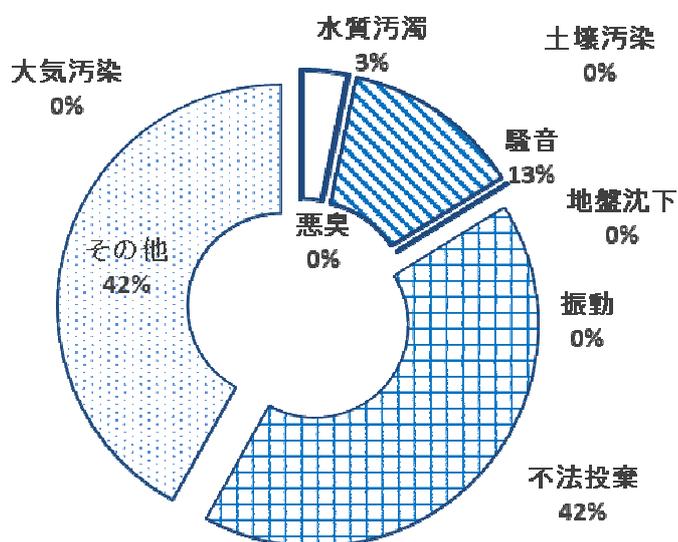


図3-40 令和5年度公害苦情件数の内訳

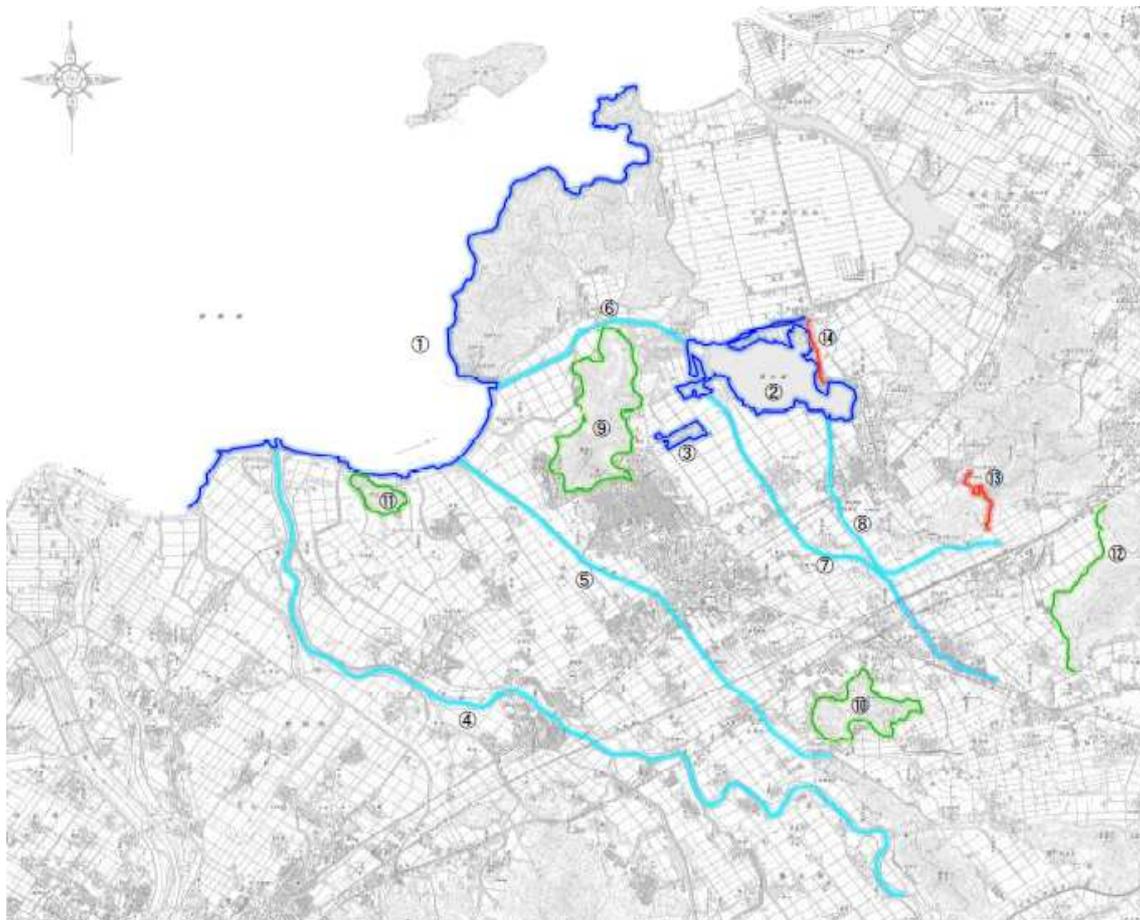


图3-4-1 不法投棄重点監視地区

- ① 琵琶湖湖岸〔佐波江町地先～沖島町地先〕
- ② 西の湖湖岸
- ③ 北之庄沢周辺
- ④ 日野川河川敷〔新巻町地先～佐波江町地先〕
- ⑤ 白鳥川河川敷〔馬淵町地先～南津田町地先〕
- ⑥ 長命寺川河川敷〔白王町地先～長命寺町地先〕
- ⑦ 蛇砂川河川敷〔末広町地先～円山町地先〕
- ⑧ 山本川河川敷〔安土町上出地先～安土町常楽寺地先〕
- ⑨ 鶴翼山（八幡山）周辺
- ⑩ 瓶割山周辺
- ⑪ 水荃岡山周辺
- ⑫ 箕作山周辺
- ⑬ 鳥打峠周辺
- ⑭ 江の島～安土墓地公園

滋賀県では、散在性ごみの実態を特定の場所において定期的に調査しています。調査方法は、調査箇所において一旦ごみをすべて回収し、数日経過後に再び回収したごみを経過日数で除して、一日あたりの散在性ごみの量（個数）を計算します。7日間実施し、主にたばこの吸い殻や廃プラスチックのごみが見られます。（図3-42、3-43）

（情報提供：滋賀県）

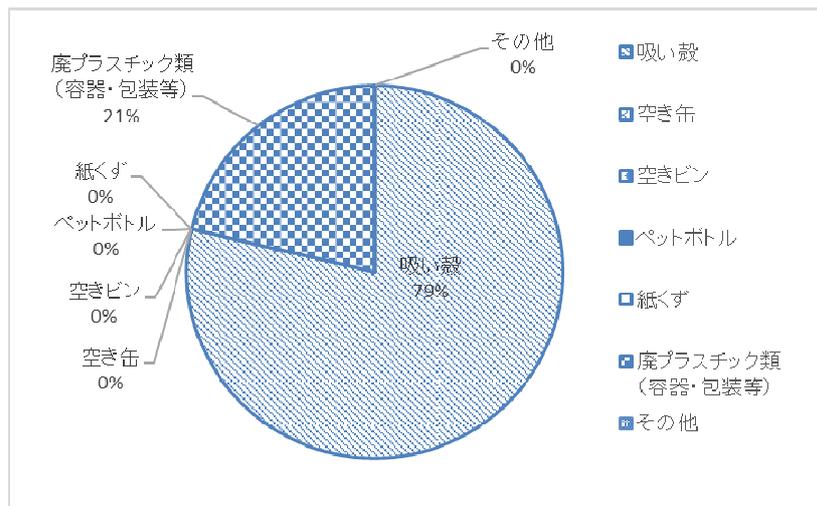


図3-42 一日あたりの散在性ごみの品目別割合（近江八幡駅北口前商店街・鷹飼町地先）

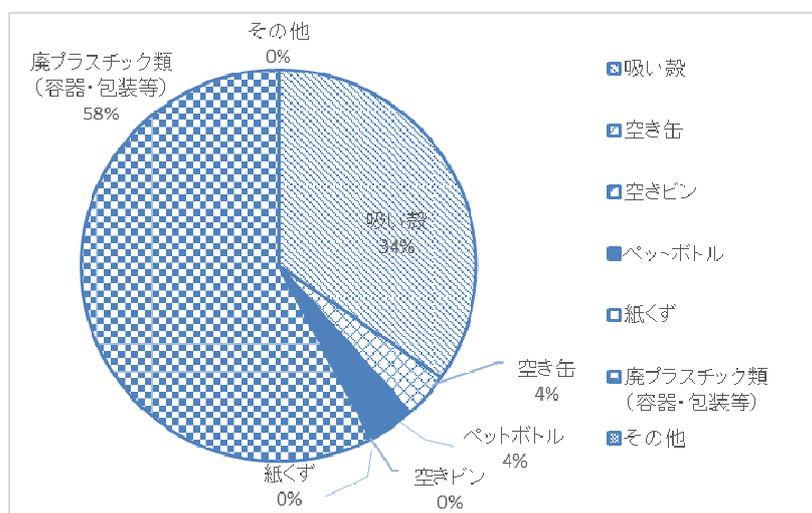


図3-43 一日あたりの散在性ごみの品目別割合（長命寺港公園・長命寺町地先）

※令和2年度までは、野村町地先と津田町地先で調査しておりましたが、令和3年度から上記地点に変更されました。

5. 一般廃棄物について

本市における一般廃棄物処理は、生活排水処理事業とごみ処理事業に分かれます。

【1】生活排水処理事業について

近江八幡地域における生活排水については、琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）、沖島特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽による処理を行っています。し尿及び浄化槽汚泥については、平成 18 年から休止していた第 1 クリーンセンターを平成 25 年 10 月から再活用して処理を行い下水道投入しています。

安土地域における生活排水については、琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）及び浄化槽による処理を行っています。し尿及び浄化槽汚泥については、八日市布引ライフ組合の衛生センターで広域処理を行っていましたが、平成 28 年 4 月より第 1 クリーンセンターにて処理し下水道投入しています。

なお、本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量については、下水道の普及に伴い減少しています。

【2】ごみ処理事業について

近江八幡地域では第 2 クリーンセンター及び一般廃棄物最終処分場で処理を行っていましたが、第 2 クリーンセンターについては、昭和 57 年の稼働後約 30 年が経過し、施設が老朽化したことにより、平成 24 年 4 月からは民間処理施設で委託処理を行っていましたが、平成 28 年 8 月より第 2 クリーンセンターにかわる環境エネルギーセンターが本格稼働し処理を行っています。

安土地域では平成 3 年に中部清掃組合に加入し、同組合の日野清掃センター、能登川清掃センター及び安土最終処分場で広域処理を行っていましたが、平成 29 年 4 月に市内でごみの分別、処理方法を統一し、環境エネルギーセンター及び一般廃棄物最終処分場にて処理を行っています。



環境エネルギーセンター

2-1. ごみの排出量について

生活系ごみ量は平成 23 年度以降やや減少傾向であり、事業系ごみ量は平成 24 年度以降やや増加傾向です。一方令和元年度に新型コロナウイルス感染症の影響で、生活系ごみ量が微増していましたが、令和 3 年度以降は減少に転じました。逆に、事業系ごみは微増しました。(図 3-44) また、1 人 1 日当たりの生活系ごみの排出量は、平成 22 年度以降減少傾向が見られます。(図 3-45)

循環型社会の構築に向け資源ごみ集団回収補助金制度によるリサイクルの推進のほか、ごみの減量に向け生ごみ処理器購入補助金制度による生ごみ処理器(電気処理式、段ボールコンポスト、ボカシバケツ等)の普及に取り組んでいます。また、適正なごみ処理を推進するため、ごみの減量、ごみの分別ルールについて啓発しています。

なお、平成 29 年度より食品ロスの削減に向けて、宴会や披露宴等の食べ残しをなくすため、宴会開始後の 15 分間(いちご)と終了前 18 分間(いちえ:15~20 分を目安)は、出された料理を自席でしっかり食べる時間とする「料理との一期一会(15・18)運動」を推進しています。

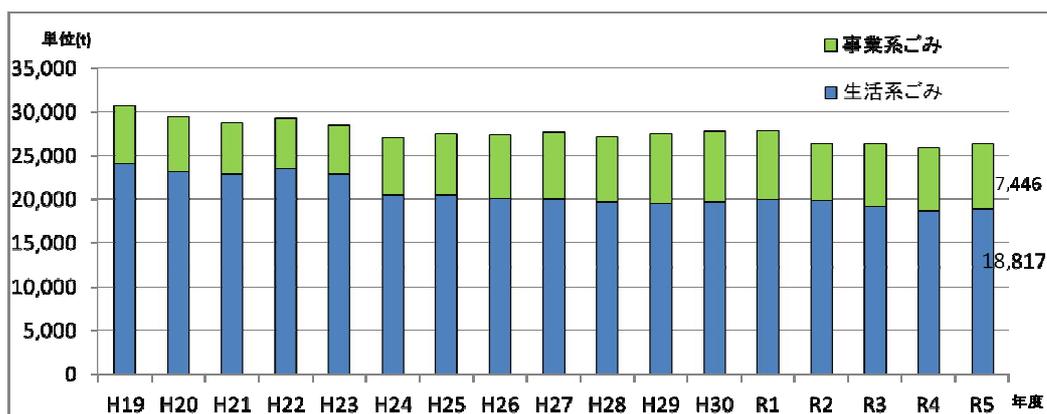


図 3-44 近江八幡市のごみ総排出量(事業系・生活系)

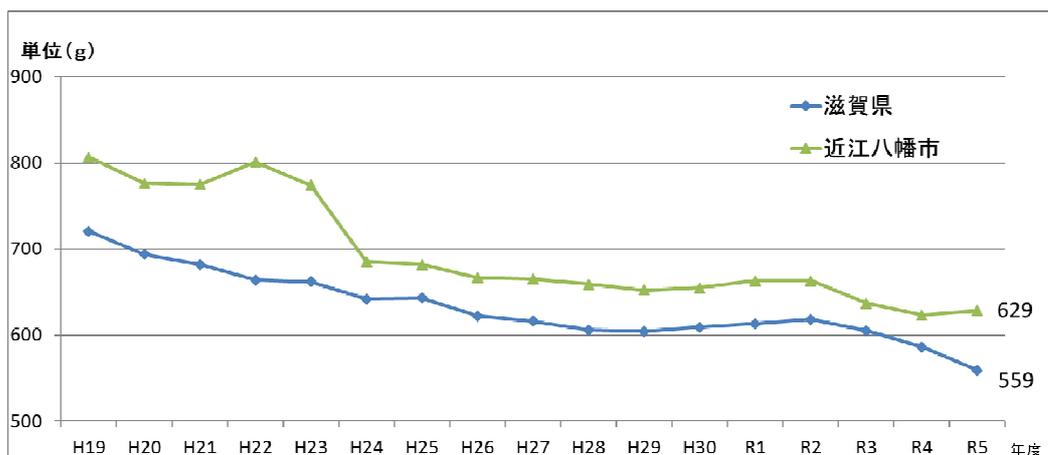


図 3-45 1 人 1 日当たりの生活系ごみの排出量 ※滋賀県の数値は速報値となります。



1 年間に 3 人家族で軽トラック約 2 台分の積載量のごみが排出されています。

生ごみ処理器購入補助金額

- ・非電気式処理器

購入費用の3/4 (上限4,500円)

- ・電気処理式処理器

購入費用の3/4 (上限30,000円)



※100円未満は切り捨てます。

※令和4年4月1日より補助金額が上記のとおり変更しています。

2-2. 令和5年度の可燃ごみの種類組成について

環境エネルギーセンターに搬入された可燃ごみの種類を1日/月(1日の内、サンプリングは2回)調査しています。平均した可燃ごみの種類の重量割合は、紙類が32.4%を占め、次いでビニール・プラ・ゴム類、木・竹・わらの順となっています。(図3-46)

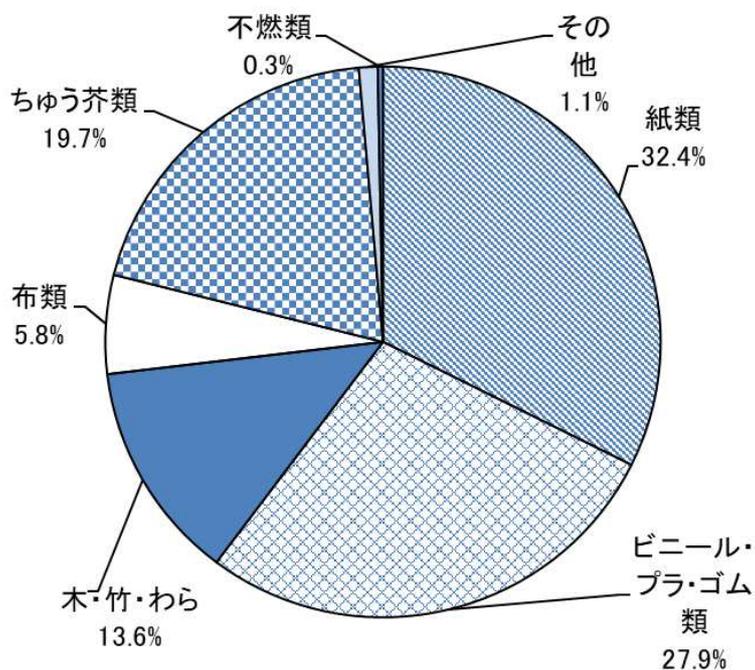


図3-46 可燃ごみの種類(乾物組成)

6. 二酸化炭素排出量の推計値について

近江八幡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、本市における二酸化炭素の排出量の推計値を算出し、市の取り組み状況を公表します。

【1】二酸化炭素排出量の推計方法について

二酸化炭素排出量の推計値は、「滋賀県推計」を用いています。この推計値は各種統計情報を按分によって算出しています。なお、「滋賀県推計」の公表の関係上、令和3年度までの二酸化炭素排出量の推計値を取りまとめています。

二酸化炭素の排出量の推計には、電気の使用量をもとに、表3-20にある係数を使用しています。

表3-20 電気の二酸化炭素排出係数

（単位：kg-CO₂/kWh）

H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)
0.371 (83.9%)	0.358 (96.5%)	0.374 (104.4%)	0.333 (89.0%)	0.375 (112.6%)

※（ ）内は、対前年比の割合。

出典：滋賀県域からの温室効果ガス排出実態（2022年度）について（滋賀県）

【2】二酸化炭素排出量の推計値と部門別割合について

本市における令和4年度の二酸化炭素排出量は493千t-CO₂であり、滋賀県の総排出量10006千t-CO₂の4.9%を占めています。

本市の二酸化炭素排出量に占める部門別の割合は、産業部門42.3%、運輸部門20.7%、家庭部門19.6%、業務部門17.1%、廃棄物部門2.4%の順となっています。（図3-47）

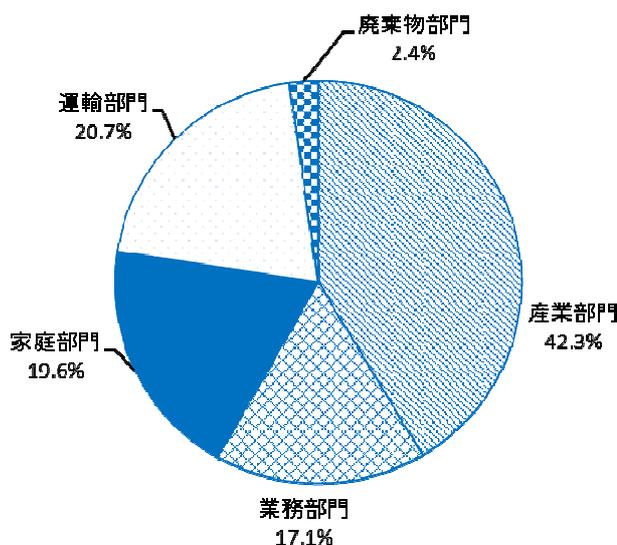


図3-47 令和4年度近江八幡市のCO₂排出量部門割合

平成30年度から令和4年度までの二酸化炭素排出量（推計値）の内訳と推移を、下記に示します。（表3-21、図3-48）

表3-21 近江八幡市の二酸化炭素排出量（推計値）の内訳と推移（単位：千t-CO₂）

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
産業部門	211	204	189	181	209
製造業	200	192	176	169	198
建設業・鉱業	4	4	4	5	4
農林水産業	7	7	8	7	6
業務部門	97	83	85	78	84
家庭部門	91	88	94	86	86
運輸部門	142	106	99	97	102
自動車	131	95	89	88	91
鉄道	9	9	9	7	10
船舶	2	2	2	2	2
廃棄物部門	13	13	13	12	12
合計	554	493	480	454	493

※四捨五入の関係上、合計が合わない場合があります。

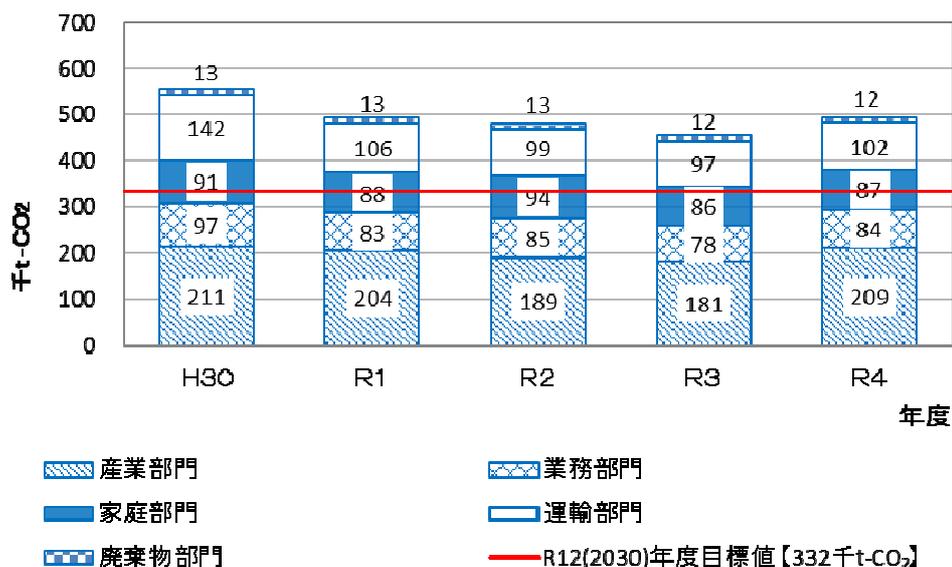


図3-48 近江八幡市の二酸化炭素排出量（推計値）の内訳と推移

※スギ36～40年生の人工林が1年間に吸収する量

令和4年度の本市の二酸化炭素排出量493千t-CO₂をスギ人工林が蓄える面積に換算すると約1.6khaに相当します。適切に手入れされているスギ人工林は、1ha（1000本の立木があると仮定）あたり約304tの二酸化炭素を蓄えていると推定されています。（出典：森林はどのぐらいの量の二酸化炭素を吸収しているの？（林野庁HP））

【3】二酸化炭素排出削減対策について

近江八幡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の二酸化炭素排出削減対策に定めた部門別排出量に基づき、市の取り組み内容を示します。

なお、市内で二酸化炭素排出量削減の取り組みを進めた場合でも、その効果が二酸化炭素排出量の削減という形で直接把握できるものではなく、現況排出量の目安として捉える試算値の取り扱いになります。

令和4年度の二酸化炭素の排出量は、令和3年度に比べて8.6%増となっています。部門別では、産業部門が15.5%増、業務部門が7.7%増、家庭部門が増減なし、運輸部門が5.2%増、廃棄物部門が増減なしとなっています。

また、令和12年度（2030年度）の目標である332千t-CO₂までは、あと161千t-CO₂の削減が必要となります。

3-1. 産業部門

事業活動での更なる二酸化炭素排出の削減に向けて、省エネルギー・省資源等を進めていくための情報提供、啓発活動を行いました。（表3-22）

- 水郷ブランド農産物、環境こだわり農産物等の先進的な営農活動の推進
 - ・水郷ブランド農産物、環境こだわり農産物の生産にあわせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等への効果の高い取り組みに対して支援しました。

表3-22 産業部門環境指標

指標	R3年度	R4年度	R5年度
環境こだわり農産物取組面積（ha）	1,050	1,049	939
水郷ブランド農産物作付面積（ha）	72.1	64.2	54.4

※高齢化や離農等により、担い手への農地の集積が進み、環境保全型農業に積極的に取組まれる担い手もいますが、一般的には経営面積の増加により、労力のかかる環境保全型農業への取組が困難になるため、取組面積が減少しています。

3-2. 民生部門

各家庭において1人ひとりの意識を高め、省エネルギー行動を進めていくための情報提供、啓発活動を行いました。さらにその活動は、防犯や美観といったほかの地域課題の解決にもつなげることができました。

- 防犯灯LED化の推進
 - ・自治会や市が設置する防犯灯をLED化し、二酸化炭素の排出量削減に取り組みました。
- 緑のカーテン設置の推進
 - ・冷房機器による二酸化炭素の排出量削減や節電意識の向上を図るために、ゴーヤ等のつる系の植物による緑のカーテン設置を促しました。

3-3. 運輸部門

公共交通機関の利用を促すとともに、エコドライブ等を進めていくための情報提供、啓発活動を行いました。(表 3-23)

■ 市民バスの利用促進

- 市民バスの利用者数の増加により、二酸化炭素の排出量が削減されます。

表 3-23 市民バス利用による二酸化炭素削減効果の参考値

指 標	R3年度	R4年度	R5年度
市民バス利用者全員が自家用車に転換した場合のCO ₂ 増加量(t-CO ₂) (公共交通利用によるCO ₂ 削減効果の参考値)	▲3.7	▲6.6	▲3.6

※第3次近江八幡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(令和4年3月)の算出方法に基づき、試算しています。

3-4. 廃棄物部門

1人ひとりの意識を高め、省資源、リサイクル等を通じた省エネルギーを進めていくための情報提供、啓発活動を行いました。(表 3-24)

■ ごみ減量及び適正処理の推進

- ごみ処理基本計画に基づいた5R(特に、リデュース、リユースの2R)を推進しました。
- 地域の資源ごみの回収の支援を行い、焼却ごみの減量に繋げ、減量とリサイクルに対する意識を向上させた取り組みを実施しました。
- 生ごみの堆肥化を促すため、家庭での生ごみ処理器導入の支援と生ごみ堆肥化の取り組みを普及させるため広報で啓発しました。

表 3-24 廃棄物部門環境指標

指 標	R1年度 (基準年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ごみ総排出量 (t)	27,840	26,399	26,317	25,890	26,263
資源ごみ集団回収による回収量 (t)	1,208	819	721	742	677

【4】二酸化炭素吸収源対策について

家庭や地域で取り組みを進めていくための情報提供、啓発活動を行いました。

■ ヨシ保全活動推進

- 二酸化炭素を吸収するヨシが良好に生育するように、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例に定められているヨシ群落保全地域における保全活動等を支援しました。

■ 植物観察や里山保全活動等の市民活動の支援

- 植物、自然そして環境に対する意識を高めるために、身近な植物等の観察を実施している団体や里山の保全活動(荒廃した竹林の整備等)を行っている団体に対して支援を行いました。

参考資料

近江八幡市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条—第13条）

第3章 環境審議会（第14条）

第4章 雑則（第15条）

付則

前文

琵琶湖の東岸、湖東平野の中央部に位置する本市は、琵琶湖最大の島である沖島を北端に、北東部には水郷で名高い西の湖を有し、水と緑にあふれた豊かな自然環境の恩恵を受けるとともに、琵琶湖に接した広大な平地をひかえ、実り豊かな田園都市を形成してきた。また、各時代を代表する国の史跡が点在した歴史遺産に恵まれ、近江商人の町として伝統的文化を継承しつつ新しい文化を育ててきた。しかし、現在、生活の便利さを追い求めるあまり、私たちはこの恵まれた環境に少しずつ負荷を与えている。そして、そのことが、自然、風土を含めた地域の環境のみならず、今や地球温暖化等の地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

今、私たちは、目の前にある環境の現状を再認識し、共通認識のもとで先人の知恵に学びながら、その自発的な取組によって自然の中で人が生きていく社会を構築していかなければならない。

すべての市民は、良好な環境のもとで生活を営むことができる権利を有しているが、併せて人類存続の基盤であり、壊れやすく再生するのが容易ではない豊かな環境を、将来世代へ引き継いでいくべき責務がある。

これらの認識のもとに、地球環境の保全を視野に入れ、持続的発展が可能な地域社会の実現を目指し、その基本的な方向性を示すため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境を保全し創造するため、基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的な生活を送ることができる生活環境、自然環境及び歴史的・文化的環境をいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に役立つものをいう。

（基本理念）

第3条 良好な環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により推進するものとする。

(1) 人が健康で文化的な生活を送るために、環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、人類存続の基盤である限りある環境を、現在及び将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

(2) 市、市民及び事業者がそれぞれの担うべき役割を分担した上で、互いに連携し協力し

- て自主的かつ積極的に行わなければならない。
- (3) 地域の地理的特色を生かし、先人が築いてきた歴史的及び文化的遺産を保全しつつ、現在及び将来にわたって良好な歴史的・文化的環境が形成されるよう適切に行わなければならない。
- (4) 地球環境の保全を視野に入れた資源の循環的利用等により、持続的発展が可能な地域社会の構築を目指さなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、自ら率先して良好な環境の保全及び創造に取り組むとともに、市民及び事業者の良好な環境の保全及び創造への取組を支援するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、良好な環境の保全及び創造に関する自らの意識を高め、日常生活により生ずる環境への負荷を低減する役割を自ら積極的に果たさなければならない。

- 2 市民は、市及び事業者が行う良好な環境の保全及び創造に関する取組に自ら積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、良好な環境の保全及び創造に関する自らの社会的責任を認識し、事業活動に伴い生ずる環境の保全上の支障を防止するとともに、事業活動に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、市及び市民が行う良好な環境の保全及び創造に関する取組に自ら積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境を保全し創造するため、次の基本方針に基づいて施策を推進しなければならない。

- (1) 人の健康が保護されること及び生活環境が保全されること。
- (2) 生物の多様性に配慮した自然環境が適正に保全されること。
- (3) 歴史的・文化的遺産及び良好な景観が保全されること。
- (4) 循環型社会が構築されること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境が保全されること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な環境を保全し創造されること。

(環境基本計画)

第8条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画には、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものとする。

- 3 市は、環境基本計画を定めるときは、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるとともに、第14条に規定する近江八幡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合に努めなければならない。

(環境学習の推進等)

第10条 市は、市民及び事業者が良好な環境の保全及び創造についての理解と認識を深め環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、環境学習を推進するとともに、普及啓発事業の実施、人材の育成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第11条 市は、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて行動するために、必要な情報の提供に努めるものとする。

(報告書の作成)

第12条 市長は、市の環境の状況並びに良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策の内容等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広域的な環境保全)

第13条 市は、良好な環境の保全及び創造に関して広域的な取組が必要となる施策の実施に当たっては、国、県、他の地方公共団体等と協力して、これを推進するよう努めるものとする。

第3章 環境審議会

(審議会)

第14条 市域における環境の保全及び創造に関する事項を調査審議するため、近江八幡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他良好な環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民のうち環境保全に関し識見を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

地球温暖化の影響とみられる記録的な猛暑や局地的な集中豪雨による洪水などが、国内のみならず、世界各地で毎年のように発生しています。深刻な被害をもたらしている近年の状況から、地球温暖化は、気候変動の域を超えて危機的ともいえる状況に直面していると考えられます。

2015年に採択された「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を1.5℃までに抑えることが目標として掲げられ、この目標を達成するためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが求められています。

本市は、西の湖やその周辺の水郷地帯などのほか、平野部には豊かな農地が広がり、周囲の山々とともに里山景観を形成するなど、非常に豊かな自然環境に恵まれています。

安心して豊かに暮らすことのできる環境を後世に継承し、SDGsの目指す持続可能な社会の実現のため、現在の気候変動が地球規模で危機的状況であることを認識するとともに、今を生きる我々市民、事業者及び行政が一体となって環境に対する意識を高め、一人一人が積極的かつ継続的に行動することが必要です。

このようなことから、本市は、ここに、気候非常事態を宣言し、私たちが環境の一部として健全な関係を築くことのできる経済・社会活動を推進するとともに、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指します。

令和3年7月1日

近江八幡市長 小西 理

令和6年度近江八幡市環境審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏名	役職等
会長	まつした きょうへい 松下 京平	滋賀大学 経済学部 経済学系 教授
副会長	おか あきこ 岡 明子	里山みんなの未来くらぶ代表
	きだ ひろみ 来田 博美	滋賀県地球温暖化防止活動推進センター キャリアアドバイザー
	よう へい 楊 平	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員
	きむ ぜぎゆ 金 再奎	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター
	きわだ つよし 際田 剛志	近江八幡市商工会議所
	つじ まさひろ 辻 昌宏	近江八幡市商工会議所
	よしかわ なおき 吉川 直樹	滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 講師
	よした えいじ 吉田 栄治	近江八幡市水と緑の環境ネットワーク 事務局長
	よしづみ みき 吉積 巳貴	立命館大学 食マネジメント学部 教授

環境報告書 ～近江八幡市の環境～（令和6年度版）

発行日 令和7年 3月

編集・発行 近江八幡市市民部環境政策課

〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236

TEL 0748-33-3111（代表）

FAX 0748-36-5882

E-mail 010611@city.omihachiman.lg.jp
